

# 目 次

第4回大宜味村議会定例会会議録（会期日程表） .....	1
第4回大宜味村議会定例会会議録（3月12日） .....	3
第4回大宜味村議会定例会会議録（3月13日） .....	15
第4回大宜味村議会定例会会議録（3月16日） .....	43
第4回大宜味村議会定例会会議録（3月17日） .....	47
第4回大宜味村議会定例会会議録（3月18日） .....	51
第4回大宜味村議会定例会会議録（3月19日） .....	65
第4回大宜味村議会定例会会議録（3月20日） .....	69
第4回大宜味村議会定例会会議録（3月23日） .....	73
第4回大宜味村議会定例会会議録（3月24日） .....	77
第4回大宜味村議会定例会会議録（3月25日） .....	81
第4回大宜味村議会定例会会議録（3月26日） .....	85
第4回大宜味村議会定例会会議録（3月27日） .....	89
第4回大宜味村議会定例会会議録（3月28日） .....	99
第4回大宜味村議会定例会会議録（3月30日） .....	103

## 第4回大宜味村議会定例会会議録 (会期日程表)

開会 昭和62年3月12日

会期19日間

閉会 昭和62年3月30日

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
3月12日	木	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 同意第4号、議案第14号～議案第31号 提案説明 村長所信表明
3月13日	金	本会議	午前10時	一般質問
3月16日	月	本会議	午前10時	同意第4号、議案第14号～議案第23号 一括議題
3月17日	火	本会議	午前10時	同意第4号、議案第14号～議案第23号 一括議題
3月18日	水	本会議	午前10時	同意第4号、議案第14号～議案第23号 議案第32号 質疑、討論、採決 議案第23号、議案第30号の撤回について
3月19日	木	本会議	午前10時	議案第24号～議案第31号 一括議題
3月20日	金	本会議	午前10時	議案第24号～議案第31号 一括議題

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
3月23日	月	本会議	午前10時	議案第24号～議案第31号 一括議題
3月24日	火	本会議	午前10時	現地調査
3月25日	水	本会議	午前10時	議案第24号～議案第31号 一括議題 議案第33号、提案理由、質疑、討論、
3月26日	木	本会議	午前10時	議案第24号～議案第31号 一括議題
3月27日	金	本会議	午前10時	議案第24号～議案第31号 一括議題、質疑、討論、採決 議案第28号訂正について
3月28日	土	本会議	午前10時	昭和61年陳情第12号 陳情第1号～陳情第7号 一括議題
3月30日	月	本会議	午前10時	昭和61年陳情第12号 陳情第1号～陳情第7号 一括議題

## 第4回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 昭和62年3月12日

### 1. 開会、延会の日時

開 会 (昭和62年3月12日 午前10時00分)

延 会 (昭和62年3月12日 午前11時52分)

### 2. 出席議員 (13名)

1番議員 宮 城 功 光 君	9番議員 山 川 清 君
3番議員 松 島 重 克 君	10番議員 宮 城 秀 護 君
4番議員 山 川 正 行 君	11番議員 照 屋 保 君
5番議員 知 念 亀次郎 君	12番議員 金 城 隆 好 君
6番議員 宮 里 盛 順 君	13番議員 平 良 森 雄 君
7番議員 平 良 俊 政 君	14番議員 玉 城 一 昌 君
8番議員 平 良 蔵 健 君	

### 3. 欠席議員 (1名)

2番議員 金 城 富 昌 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	新城繁正君	住民課長	稲福幸三君
助役	古我知清君	厚生課長	崎山勝正君
収入役	金城清君	経済建設課長	平良晋君
教育長	平良作義君	教育委員会 総務課長	金城利明君
総務課長	稲福吉昭君	農業委員会 事務局長	照屋林克君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 高江洲 修君 係長 前田 孝君

6. 議事日程（第1号）

日程第1号 会議録署名議員の指名

日程第2号 会期の決定

日程第3号 同意第4号 教育委員会委員の任命について

日程第4号 議案第14号 津波地区団体営草地開発事業分担金変更について

日程第5号 議案第15号 昭和61年度大宜味村一般会計補正予算

日程第6号 議案第16号 昭和61年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算

日程第7号 議案第17号 昭和61年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算

日程第8号 議案第18号 昭和61年度大宜見村老人保健特別会計補正予算

日程第9号 議案第19号 押川辺地に係る公共的総合整備計画について

日程第10号 議案第20号 江洲辺地に係る公共的総合整備計画について

日程第11号 議案第21号 大宜味村監査委員条例の一部を改正する条例

日程第12号 議案第22号 大宜味村漁港管理条例

日程第13号 議案第23号 大宜味村保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例

日程第14号 議案第24号 津波地区団体営草地開発事業分担金徴収について

日程第15号 議案第25号 大宜味村営半崎地区ほ場整備事業賦課金徴収について

日程第16号 議案第26号 大宜味村立大宜味中学校運動場夜間照明の使用料に関する  
条例

日程第17号 議案第27号 大宜味村村有林野払下げ設定地域の除外について

日程第18号 昭和62年度村長所信表明

日程第19号 議案第28号 昭和62年度大宜味村一般会計予算

日程第20号 議案第29号 昭和62年度大宜味村国民健康保険特別会計予算

日程第21号 議案第30号 昭和62年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算

日程第22号 議案第31号 昭和62年度大宜味村老人保健特別会計予算

#### 7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は13名であります。

よって、昭和62年度第4回大宜味村議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。  
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程に入るに先立ち諸般の報告をいたします。

本定例会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表としてお手元に配布しておきましたからご了承願います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

本定例会の会議録署名議員は会議規則第114条の規定により議長において、11番照屋保君、12番金城隆好君を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時21分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は本日から3月30日までの19日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は3月30日までの19日間と決定いたしました。

日程第3 同意第4号から日程第22 議案第31号までを一括議題といたします。

村長から順次提案理由の説明を求めます。

○ 村長（新城繁正君） 同意第4号、現委員の平良作義氏が3月31日任期満了になるため、再任いたしたいと思ひまして提案いたしているわけです。大宜味村字塩屋502番地、昭和8年9月25日生まれでございます。

議案第14号、これは県の割り当て内示の変更によりまして、48,868千円から787千円を減額して48,081千円に分担金を改めたいということです。

議案第15号、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,235千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,976,591千円をとする。

（朗読して説明に代える。）

議案第16号、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,845千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ246,594千円とする。

(朗読して説明に代える。)

議案第17号、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ93千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ376,665千円とする。

(朗読して説明に代える。)

議案第18号、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ21,544千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ175,230千円とする。

(朗読して説明に代える。)

議案第19号、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、当該辺地において今後公共的施設整備事業を実施するためには、総合整備計画を定めなければならないため、この案を提案いたしております。

議案第20号、本案については前議案同様の提案理由でございます。

議案第21号、業務の円滑化を図るために例月出納検査の期日を20日から25日に変更いたしたいということで提案いたしております。

議案第22号、漁港法第5条により指定を受けた漁港の維持管理について条例を制定する必要があるとして提案いたしております。内容につきましては説明員から詳しく説明いたします。

議案第23号、児童福祉法の一部改正に伴いまして、本村の条例も同様に改正する必要があるとして提案いたしております。なお、詳しい内容につきましては説明員から説明いたします。

議案第24号、大宜味村団体営草地開発事業の分担金徴収条例第2条により、昭和62年度津波地区団体営草地開発整備事業分担金の総額を50,920千円と定めたいので提案いたしております。

議案第25号、大宜味村営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例第2条の規定により、大宜味村営半崎地区ほ場整備事業に伴う分担金の総額、賦課基準、徴収の時期、徴収方法を定めたいので提案いたしております。なお、内容につきましては説明員から説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

議案第26号、大宜味中学校運動場夜間照明の使用料を徴収するため、条例を制定する必要がありますので提案いたしております。内容につきましては説明員から詳しく説明いたします。

議案第27号、現在の村有林野払下げ地域設定については、昭和43年に設定されて以来19年



を経過しており、村林野の有効利用と適正な管理を図るうえから設定地域の一部除外を行う必要がありまして提案いたしております。内容につきましては説明員から詳しく説明いたさせますので、よろしくお願ひいたします。

昭和62年第4回大宜味村議会定例会の開会にあたり、昭和62年度一般会計予算案をはじめ19件の議案をご提案いたしご審議をお願いすることになっておりますが、昭和62年度一般会計予算並びに特別会計予算のご説明を申し上げます前に、昭和62年度の村政運営にあたっての所信の一端を申し上げ、議員各位並びに村民皆様のご理解と絶大なるご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、私は昭和61年10月31日の臨時議会におきまして2期目の村政運営に対する抱負を申し上げ議員各位のご助言、ご教示を賜り、且またご高見をうけたまわり、いよいよ自重して昭和61年度のしめくくりと昭和62年度以降の村政運営への適切な対応策について検討を続けて参ったところでございます。幸いにいたしまして懸案でありました助役、収入役人事が議員各位並びに村民皆様のご同意のもとにスムーズにはこびまして、先月2月1日付で任命いたし、三役体制が確立されましたことに対し心から敬意を表し感謝を申し上げます。

私どもはそれぞれの責務を明確にし意志の疎通を十分に図り、職員の意識の高揚につとめ心のふれあいを一層密にし、相互の敬愛と信頼を基軸に村民福祉の向上と村政発展のために微力を尽して参る所存であります。

私の村政運営に対する基本的な考え方につきましては昨年10月31日の臨時会において申し述べましたので重複はさけたいと存じますが、ひたすら平和を願ひ心の安らぎと生活の安寧が保障されてこそ憲法の精神が国民生活に生かされるものと固く信じているところでありますが、最近にわかには北部地域において軍事基地の拡大強化をねらった許すまじき事件が次々に暴露され地域住民はもとより広く県民に大きな不安を与えておりますが、私どもはこのことを対岸の火とせず、戦争に反対し平和を希求する立場から当該地域住民との連帯を密にして、基地の建設反対及び阻止の闘いを支援していかなければならないと存じます。大宜味村議会がこのことに即刻対応され適切な措置をとられたことに対し、深く敬意を表するところであります。

そこで、昭和62年度の一般会計予算案に盛り込まれております主な事業とそれを推進する基本的な考え方を若干申し上げます。

#### 1、農林水産業の振興について

農林水産業の振興につきましては前年度に引き続き国や県の農政の動向をみつめながら関係団体との連携を密にし、経営規模の拡大、生産性の向上に一層努力して参りたいと存じます。幸いにいたしまして生産者の意欲の高まりと栽培技術の進展によりまして農林水産

業全般にわたって徐々にその成果を生み、今後に明るい展望がひらけて参りました。ところでわが国の農林水産業をとりまく環境はますます厳しくなっておりまして、その対応については今後一層多様化を迫られてくることと思われまますので、指導機関、流通機関等との連絡調整を図り耕地の拡大と高度利用、優良種苗の導入等地域の特性を生かし、生産体制の確立に努めなければならないと考えます。本年は団体営田港地区土地改良事業2.5ha、同じく大保地区土地改良事業約3.0haを継続実施するほか、新規に半崎地区土地改良事業3.28haを村営で実施することにしております。

更に新農業構造改善事業計画樹立のための事業も新たに予定しております。

林業につきましては、謝名城線、エーガイ線が本年度で終了しましたが新規に大兼久林道開設事業を実施することになり、初年度900mを予定しており、継続事業として天然改良5ha、新植造林2ha、新沖縄林業振興特別対策事業として大保しいたけ生産組合を事業主体に発生舎フレーム、ほだ場の建設林産集落振興対策事業として一心木工芸組合を事業主体に貯木場の建設を予定しております。

水産業につきましては、塩屋漁港改修事業を引き続き実施することにいたしておりますが、第7次漁港整備計画の完了年次となっております。防波堤120m、物揚場40mを予定しており、次年度からは水産構造改善事業を導入し逐年整備を図っていくことしております。

畜産業につきましては、江洲地区団体営草地開発事業15haを実施することにしております。また、農業関連事業として県代行事業大工又橋梁整備事業林道大工又線が継続実施されることになって、この事業の完成によって大工又農業用地域の振興に大きく寄与することを期待しているところでございます。

## 2、生活環境の整備について

本村においては農村環境整備モデル事業によりまして、集落道、集落排水、農村公園等が整備され居住地域の環境は大きく改善されて参りましたが、当事業は年々実施地区が増えて予算の配分が縮小される傾向にあります。早期完了を目指して関係機関に強く働きかけているところであります。

昭和62年度においては、農業用排水4か所152m、集落道路1か所107m、集落排水3か所で349m、農村公園1か所980㎡と先に申し上げました半崎地区土地改良事業3.28haを予定しております。更に過疎対策事業として村道謝名城線改修工事900m、田嘉里線540mを予定しておりその完了によって現年度の喜如嘉線の改修と連結して、喜如嘉から謝名城、田嘉里に通ずる村道は安全性が高まり地域の幹線道路としての機能を大幅に高めることになるものと期待しているところであります。更に簡易水道も継続実施し一日も早くその完了を期すべく311,637千円の予算措置をしており、関係地域の特段のご協力をお願いする次第であります。

また、農村地域定住促進事業によって大保集落センターを建設する予定になっておりまして、地域住民の健康の増進、心のふれあいの場として地域づくりに大きく寄与することと考えております。

### 3、健康と福祉対策について

村民の健康維持増進と福祉の向上を図ることは村づくりの基底であり常に村政運営の基本として位置づけなければならないと考えております。昨年は村立診療所の一時閉所となり重大な事態が生じ村民に不安と心配をおかけしましたが、担当職員の懸命な努力と関係機関の暖かいおひきまわしによりまして地域医療に深い関心と情熱をもっておられる東先生をお迎えすることができ、去った2月2日開診のはこびになりましたことは、村民とともに喜びにたえません。今後は東先生の卓越した医療技術と地域医療に対する情熱をたやすことのないよう行政面からバックアップし、乳幼児から老人に至るまで全村民が健康で安らぎのある生活が送れるよう努めてまいりたいと考えております。そのために学童に対する各種予防接種や検診を実施するほか婦人検診、老人検診、一般検診等を実施するほか村民の健康管理に対する意識を啓発することに努め、国、県をはじめ関係機関団体のご理解とご協力を仰ぎ、それぞれの機能を活用して生きがいのあるくらしの実現に努めて参りたいと存じます。特に高齢者の多い本村においてはおとしよりの健康を守ることによって家庭はもとより地域の発展に大きな力となり、あわせて医療費の節減にもつながって、福祉政策に実質的な効果をもたらすものと考えております。また、村民の中にはひとり暮らしや頼りのない方々もおられます。

このような方々に等しく福祉の手がさしのべられるよう児童委員、民生委員等のご協力をいただき、保護救済等の措置にも配慮して参りたいと存じます。

更に村の福祉関係団体の活動を促進し、幅広い福祉行政の推進に力を注いで参りたいと存じます。

### 4、教育文化の振興について

村内の小学校、中学校の基本施設の整備につきましては昭和61年度において校舎の新增改築を完了いたしました。幼稚園園舎の新築をはじめ老朽化している校舎、体育館等もありますので、年次的に改修を推進し教育環境の整備をすすめて参りたいと存じます。そのため耐力度調査等に要する予算を計上してあります。また、喜如嘉小学校が創立100周年を迎えるに当たり記念式典並びに祝賀行事に要する費用を予算措置してあります。昭和61年度で整備いたしました大宜味中学校の夜間照明施設は特に青年層の利用度が高く学校の施設開放事業として有効に管理し機能させるため条例もご審議願うことになっております。ところで施設や備品等の整備だけで教育の振興は図れないことは申すまでもありませ

ん。児童生徒が学年相当の学力と体力が身につく知性、倫理が豊かに培われてこそ健全な成長が期待されるものです。そのためには教師に対してはなお一層のご努力をお願いいたすとともに家庭や地域社会が相携えて支援態勢を確立することが極めて緊急且重要な課題でありましょう。よって、社会教育の振興を推進し社会教育関係団体の主体的創造的な活動を促進し、児童生徒の健やかな成長に大きく寄与されることを期待してやみません。幸いにして村教育委員会では昭和62年度に基礎学力向上対策推進地域として県教育委員会の指定を受け、学校教育、社会教育の充実強化を図り児童生徒のひろい心、すこやかな体、ゆたかな創造力を身につけさせると共に教育立村の名にはじまないよう教育を大切にする村民による教育村づくりを推進していくことになっており、その成果に大きな期待をよせているところでございます。また、本村には尊い歴史と香り高い伝統文化が継承されており、天然記念物や文化財の保護と相まって愛護の心を一層高め、新しい歴史と文化の創造のため村民とともに精励して参る所存であります。

#### 5、商工業の振興と村おこしについて

昨年3月村立芭蕉布共同作業場が完工し、伝統ある芭蕉布づくりと後継者の育成に大きな役割りを果たしていることは本村の商工業の振興の上からまことに喜ばしいことであり、昭和62年度において芭蕉布を伝統的工芸品として国の指定をうけることになっており、目下その手続きをすすめているところでありますが、それと併行して引き続き後継者育成事業を推進し、重要文化財としての保存を図りながら工芸産業としてますますその価値を高め、需要の拡大を図ることが期待されております。併せて本村の特産品であるシークワサー、木工品、陶器、イ草製品、泡盛等の販路拡大を図って地場産業の振興を推進して参りたいと考えております。幸いにして昨年4月リゾートホテル友善がオープンし県内外から家族旅行、団体旅行、各種集会への参加のため多くの方々に利用していただいておりますし、利用度も時を追って高まっているとのことでありまことに喜ばしいことと存じ、その施設が村の商工業振興の拠点としてますます充実発展されることを心から念じてやみません。と同時に雇用の拡大、農林水産業の振興、地域の活性化をおすすめる立場から村といたしましても可能な限りの支援をさしあげたいと考えております。

#### 6、海邦国体の推進について

海邦国体もいよいよ来る9月20日から4日間塩屋湾の競技会場で開催されることと相成りました。

村といたしましては昭和62年度最重要課題と位置づけ村民をはじめ関係機関団体の絶大なご支援をいただき、目下準備を進めているところであります。昭和61年度は1千8百8拾万円の予算で事前研修等を進めて参りましたが、昭和62年度はいよいよ本番であり、県の交

付金も含めて1億1千4百万円余の予算を計上いたし、競技の成功に向けて対応したいと考えております。申すまでもなく予算計上だけで事がすむものではございません。全村民のそれぞれ真心を結集してこそ国体の成功を期することができるものと存じ、ここに改めて議員各位をはじめ全村民のご協力と積極的な役割参加をお願い申し上げる次第であります。

以上昭和62年度一般会計予算案に盛り込まれた主な事項についての説明と所信の一端を申し上げましたが、国、県の厳しい財政事情を反映し各面にわたって極めて緊縮した予算となっております。それだけに予算の健全な運用と事業の円滑な遂行を図っていくためには職員はもとより議員各位をはじめ各執行機関及び全村民の深いご理解とご協力をいただかなければなりません。ここに改めて一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

どうかご提案いたしております諸議案につきましては慎重にご審議のうえ議決していただきますよう切にお願い申し上げます。

昭和62年3月12日 大宜味村長 新城繁正。

議案第28号、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,872,100千円と定める。

(朗読して説明に代える。)

内容については各説明員から説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

議案第29号、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ244,716千円と定める。

(朗読して説明に代える。)

内容については説明員から説明いたさせます。

議案第30号、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ364,695千円と定める。

(朗読して説明に代える。)

内容につきましては説明員から説明いたさせます。

議案第31号、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ192,542千円と定める。

(朗読して説明に代える。)

なお、内容につきましては説明員から説明いたさせます。以上、提案いたしております議案の説明をいたしました。慎重にご審議の上、議決いただきますようお願いいたします。説明を終わります。

○ 議長(玉城一昌君) おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会 (午前11時52分)



## 第4回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 昭和62年3月13日

### 1. 開議、散会の日時

開 議 (昭和62年3月13日 午前10時00分)

散 会 (昭和62年3月13日 午後5時16分)

### 2. 出席議員 (14名)

1番議員 宮 城 功 光 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 富 昌 君	9番議員 山 川 清 君
3番議員 松 島 重 克 君	10番議員 宮 城 秀 護 君
4番議員 山 川 正 行 君	11番議員 照 屋 保 君
5番議員 知 念 亀次郎 君	12番議員 金 城 隆 好 君
6番議員 宮 里 盛 順 君	13番議員 平 良 森 雄 君
7番議員 平 良 俊 政 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

### 3. 欠席議員 (0名)

な し



4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	新城繁正君	住民課長	稲福幸三君
助役	古我知清君	厚生課長	崎山勝正君
収入役	金城清君	経済建設課長	平良晋君
教育長	平良作義君	教育委員会 総務課長	金城利明君
総務課長	稲福吉昭君	農業委員会 事務局長	照屋林克君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 高江洲 修君 係長 前田 孝君

6. 議事日程（第2号）

日程第1号 一般質問

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

これより日程第1 一般質問を行ないます。

通告順により質問を許します。

○ 4番（山川正行君） 村有地の払い下げの計画について先ずお伺いいたします。

○ 村長（新城繁正君） 基本的には従来と別に変ったことはございませんが、調整委員会からの答申を受けて地域設定をされた経過がございます。基本的にはこの地域設定された地域につきましては払下げするという考え方は従来と全く同じでございます。それで今回別件でご提案しているものもございしますが、それはその時にお話申し上げたいと思います。

○ 4番（山川正行君） ところで村有地の払い下げにつきましては諸々の問題を解決してからということではございましたが、その問題は解決したものと理解してよろしいですか。

○ 村長（新城繁正君） いろいろ問題がございました。その都度議会でも指摘をいただきましてその解決に努力してまいったところですが、私共といたしましては別件で提案いたしております除外を含めまして、完全に解決したという段階ではございませんが一応解決できるという段階まで現在のところ到達していると考えております。

○ 4番（山川正行君） 従来も何時まで解決できると何回もこの場で村長は答弁しておりますよ。この解決の見通しはどのような時点まで進んでいるんですか。特別扱いですか。

○ 村長（新城繁正君） 払い下げは問題解決してからという基本的な考え方は勿論変わっておりませんが、現在の考え方は問題のある条例に低触するような所は調査した結果我々の過ちもありまして、それはそれなりの解決の方法を考えていきたいと考えておりますし、設定された地域が相当残されておりますので村民を優先に払い下げていくと、そして大きな地域につきましては公社等の事業導入を図って造成をして払い下げていきたいと考えています。

○ 4番（山川正行君） 払い下げが予定はされていますが払い下げの議案は出てないですよ。ですから問題を解決してからやるのか。それとも今まで何件かありましたように特別な扱いとなるのかと聞いているわけです。

○ 村長（新城繁正君） 私がこれまで対応してきたもので解決できないものが既に1件出ています。それはそれなりの法的なもので解決する以外にないだろうと思います。ですからそれは受けて立ちましょと、その他のものにつきましては調査研究した結果行政側の不備もありまして、そのことについては解決していきたいと考えまして現在進めているわけです。

○ 4番（山川正行君） あまりよく分からないんですが、ようするに問題解決してからと

いうことになりますか。

○ 村長（新城繁正君） 法律上の問題もありまして今はっきり見通しが立たないものもございませぬ。しかし、これは当人達が司法に委ねたということですから村としては受けて立つということになりますので、その件につきましてはその方で解決したいと考えているわけです。

○ 4番（山川正行君） 確かにおっしゃるとおり司法に委ねた場合にはそれで解決できますから、それでよろしいと思えますが別の件はどうなりますか。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前10時11分）

再 開（午前10時17分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 村長（新城繁正君） 他のものにつきましては全部解決できると考えておりまして、また、そのような調整もやっております。ですからこの問題を解決して改めて議会に村有地の払い下げについて議案として提出すると、その段階でご審議願おうと考えております。

○ 4番（山川正行君） ところが62年度の予算には1億3千万円という予算が計上されているわけですね。そうすると既にこの問題は動き出しているんですよ。解決しない前に既に予算は計上されているんですよ。これはどうお考えですか。

○ 村長（新城繁正君） 解決できると申し上げましたが、当事者との関係それから議会にお諮りいたしましても十分了解できるという問題解決の話が進んでいるものですから含めていられるわけですね。また、別件提案いたしております除外地域につきましても議会には十分説明できるということで議案を提案いたしているわけですので計画どおり運ぶものと思っておりますし、従って予算につきましてもそのような観点から一応計画しているということです。

○ 4番（山川正行君） 例のやきものの件もまだ提訴はされていないんですね。あれは法に委ねてはじめて解決の見通しがつくと我々は解釈しているんですが、そうしますとこの件も他のものもまだ未解決であると、そうしますと何時頃までに解決できるという見通しですか。

○ 村長（新城繁正君） やきものにつきましてはまだ法律事務所に預けているようですが、内容によりましては行政としても十分対応するという事で事務所の出方によりましては、村有地の管理という立場もございませぬのでこちらからも権限を行使するという考え方を持っています。ただ法律に委ねますとなかなか見通しつきませぬので、これは今の村有地の処分とは別件だととらえております。そうしませんと村民の要望もありますいろいろな計画もありますので即応ができませんので、これにつきましては法の判断を仰ぐということにしか

りません。他の件につきましては相当話し合いが進んでいます。今のところ議案として上げ  
ることはできませんがその間に確実な解決方法を整えまして、改めて議会に審議をお願いす  
るといふこととさせていただきます。従いまして一応予算は見込んでいますので年度内にどう  
してもやらなければいかんといふことで進めて、決着できると考えております。

○ 4番（山川正行君） やきもの問題は相手の提訴待ちということになりますか。それ  
とも村が撤去命令を出した以上そちらから働きかけるということはないんですか。

○ 村長（新城繁正君） ご両人が金城合同法律事務所に建物の保全を委託しているわけで  
して、法律事務所が私法上の問題として取り上げるかどうかその辺がはっきりしないので、  
今の段階ではそれを確かめながら時期を見ているということとです。そこは村有地ございま  
すので、ふたりが裁判所に委ねるといふことになればこちらとしても村有地を管理する責任  
もありますし法的な権限も持っているという解釈ですので、いま何時やるかといふことにつ  
きましては検討中です。

○ 4番（山川正行君） 撤去命令を出した本人が相手の出方待ちというのはおかしいです  
よ。そうするとこの撤去命令は無意味ですよ。そうなりませんか。

○ 村長（新城繁正君） 撤去命令は出してあります。そしてこれは再三にわたって催促も  
してあります。我々としては命令は出したけれども命令が果たして有効であるかどうかとい  
うことも検討しなければいけません。ただ自信を持ってこれまで出したわけですから、法律  
上の問題となりますとまだ十分分かってない部分もありますので、どうしてもできなければ  
法律に委ねて法で解決する以外にないだろうと考えているわけです。ただ何時やるのかとい  
うこととなりますと早目に結論を出してその手続きを採りたいと思っているわけです。

○ 4番（山川正行君） 私が聞いているのはこれも含めて解決してからかといふことを聞  
いているんです。

○ 村長（新城繁正君） 江洲のやちむんの問題は別と考えて皆さんに了解を求めているわ  
けです。

○ 4番（山川正行君） 別といふことは訴訟されてはじめて別件になるわけですよ。その  
まま放置して別になりますか。裁判になってはじめて解決の見通しといふことになるんです  
よ。どうですか。

○ 村長（新城繁正君） 相手側は法律で争う考え方を持っていると私は思うわけです。で  
すから一方がそういう形になれば村としては受けるという形になるものですから、こちらか  
ら提訴はしてありませんが、いずれにしましても向こうが原告になればこちらは被告になる  
わけでして、そういう立場で対応していくといふこととさせていただきます。ですからその時期につ  
きましてはいろんな方々との調整の中でどのように対応してどの程度の時間がかかるか十分

検討しまして、行政として撤去命令を出した手前もあるわけですので、これは法律上の問題として解決する方向で進めていきたいと思っています。他の件につきましては話し合いで互いのミスとか手続きの問題とかがありまして、これは作業を進めながらできますので事の処理を早目にやっていきたいと思っています。

○ 4番（山川正行君） 答弁が当を得ないんですよ。ですから先程通告外でないかという声が出るぐらいですよ。この件は村長がこの場で村有地払い下げは諸々の問題を解決してからということがあったので聞いているわけですよ。ですから中味については後に通告している質問で聞きます。この問題も解決してからということですか。採土場の問題も含んでということですか。

○ 村長（新城繁正君） 払い下げについてご審議を願うのはこの問題が解決してからということですよ。

○ 4番（山川正行君） これは予算上から見ても大規模な面積が払い下げられますね。そうしますと前に除地にされた部分は全部払い下げということですか。

○ 村長（新城繁正君） 除外については別件で提案いたしておりますのでその時点でお答えしようと思っているんです。

○ 4番（山川正行君） そうしますと27号議案だと思います。提案理由からしますと村有林野の有効な利用と適正な管理ということになっているんですが、これから見るとそう思えない部分もあるんです。たとえば16林班や22林班は大きい面積が除外されるわけです。この地域は長年地域の人々が払い下げを申請し断られては繰り返し申請した地域ですよ。これはどういうことですか。払い下げと関係がありますのでお聞きします。

○ 村長（新城繁正君） こういうことも含めまして別件議案が提案されていますから、その時に詳しくご質問いただきたいと思います。

○ 4番（山川正行君） 私は払い下げについて聞いているんですよ。除外された地域は全部払い下げするのかと聞いているんですよ。今は一般質問ですよ。27号議案ではないんですよ。

○ 村長（新城繁正君） 今上げております除外地域につきましては勿論払い下げする所もございまして、一部地域につきましては国や県の計画とか或いは村内の団体や個人とか或いは商工業や観光も含めて考えていこうと、ですから結論から申し上げますと除外地域は全部払い下げするという意味ではありません。払い下げしない所もあります。

○ 4番（山川正行君） そうしますと除地になった部分が全部払い下げされないということになると、後はどういう形で利用されるんですか。管理上の問題があるから除外するんですか。それとも別に利用計画があるんですか。

○ 村長（新城繁正君） ございます。除地を予定されている地域につきましては河川の適正な管理というのも勿論入っております。それから国や県の水源関係もあります。それから村の商工開発関連でどうしても事業を入れたいという話もあります。それから先程も申し上げましたように実質的には村民に還元するんだけども造成してやりたいと、除外した所は企業関係の用地、或いは森林関係や河川関係で除外しておいた方がいいだろうと、そうすることによって適正な管理になるし、またそのようなものに供することによって村の発展につながっていくという考えで議案としてお願いしているわけです。

○ 4番（山川正行君） 一部企業が利用するという地域はこの地域の方々はずっと以前から払い下げを要請してきている所ですよ。ですから10年前の払い下げ調整委員会や議会が農地として大変適当だということをやっているんですよ。これを除外して別の用途にやるということは、当時の委員会や議会を無視していることになりませんか。

○ 村長（新城繁正君） 設定地域につきましては確かにその時点では農地として適当であるということで設定された所であります。この除外につきましても委員会でいろいろな形で検討されているところでございます。大宜味村の活性化ということからしますと現実的におしあげていかなければいかんと思うわけです。そういうことでこの用地が除外されたからその地域住民のニーズに全く応えられないかということとそうでもないわけです。その部分は見通して残された所もあります。また、もう少し土地が必要だということになりますればそれはそれなりの新しい方向で農業開発問題について検討していかなければいかんと思います。ですから除外を予定している地域につきましてはいろいろな産業を併行して進めていくという形の中で村有林野をうまく使っていこうという考えを持っているわけです。その辺はひとつ時の推移というのも含めてご検討いただければ非常に幸いだと思っているわけでございます。

○ 4番（山川正行君） 設定された地域は当局の払い下げ事務の遅れから何か年か待たされているんですね。払い下げ事務がスムーズに進んでおれば今は立派な農地になっているんですよ。私は少なくとも今まで待っていた地域の人に優先して払い下げるべきだと思いますがどうですか。

○ 村長（新城繁正君） 払い下げ地域を除外するという事は農用地には供しないということでもありますので、地形的に考えましてその地域は払い下げするにしても農用地には適当でないと、それから将来森林資源を利用することからしても除外したいと考えているわけです。

○ 4番（山川正行君） この地域は設定されて長い間当局の都合で寝っていたんですよ。ですからこの除地にされた部分は少なくとも地域の人に払い下げるべきではないかと言っているんですよ。それと一部企業が利用するということにつきましてはとやかく言いません。

利用度があればそれでいいでしょう。ところがこの部分については優先的に払い下げるべきではないかと私は言っているんですよ。代替地が必要でないかということも含めてどうですか。

○ 村長（新城繁正君） 除外する地域と残された地域がございますよね。

設定された地域が相当にあるわけですが、ただ点在しておりましてどのように農家に活用してもらおうか我々も努力していかなければいかんと思いますが残された地域でも十分対応できるという考え方に立っているわけです。そういうことも十分検討して除外をお願いしているわけです。

○ 4番（山川正行君） 大きな面積を除外して地域のニーズに応えられますか。今の面積は全部申請が出てそれでも足りないんでしょう。ですから除外地域を企業が利用するならばその代替地を考えるべきではないですか。

○ 村長（新城繁正君） 当面考えていますのは設定された地域がまだ残されています。これについては早目にやりましょうということです。確かに除外する地域は広いんですよ。それはそれだけの用地が必要だという考え方からそういうことをやっているわけです。そういうことで残された部分で対応したいと考えているわけです。それで村民がもう少し農用地が必要であるとなります場合には今の設定とは別に新たに考えていく必要もあるのではないかとということで提案をして説明申し上げているわけですので、その点は我々も十分考えておりますからご了解いただきたいと思います。

○ 4番（山川正行君） この除地は従来地域が優先に払い下げするものですね。従来の払い下げの方針からするとそうでしょう。

ところでこの大きな面積を削ってその代償を与えないということは問題ないですか。残っているものではたして対応できるか問題ですよ。設定されている地域は全部申請出ているはずですよ。足りないと思いますよ。特に根路銘地域は村有地の払い下げは殆んどないんですよ。こういうことも含めて除外について相談したことがありますか。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前11時03分）

再 開（午前11時32分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

答弁を求めます。

○ 村長（新城繁正君） 答弁が明確にできませんで申し訳ないと思っています。

当該地域と除外についての相談はしておりません。

○ 4番（山川正行君） いろいろご答弁をいただいているんですが質問が長いという声も

ございますので、答弁は適確に簡潔にお願いしたいと思います。

地域との話し合いをしていないということは、長のおっしゃるところの残った分で対応できるということは確認できてないわけですね。

○ 村長（新城繁正君） 現段階では払い下げするという予定地で要請に応えられるという観点から除外についても提案いたしているわけです。

○ 4番（山川正行君） そうすると地域の声もお聞きになってないのにどうしてニーズに応えられているという判断に立たれますか。

○ 村長（新城繁正君） 要請もあったということです。その時に説明を申し上げて一応理解してもらったという経過もございます。我々としては農家を見てその程度で今の場合は対応できるのではないかとということで検討しておりますが、まだ具体的にどのくらいの面積が必要であるか上がって来ませんので、その辺についてはこれから詰めますけれども、とにかく現時点をおさえた場合には対応できるという考え方でこの問題はお願いしようということにしてあるわけです。

○ 4番（山川正行君） この27号議案が通ると除地にされた部分が減るわけですね。その残った部分で村民のニーズに対応できなかった場合には、別の方法も考えられますか。

○ 村長（新城繁正君） 村民のニーズがありますれば行政としては当然対応しなければいけませんので、その時は対応していかなければいけないという考え方は基本的に持っています。

○ 4番（山川正行君） 最後にお伺いしますが、公社事業も入れて払い下げることですが、そうしますと10数年前に設定された地域は、当時ならば40代なんですね。

ところが年数が経過して公社事業には年齢的に到底該当しない人も出て来るんです。そういうことで希望する人にはそのままの姿で払い下げてほしいということも含めてご検討したいと思うわけですがいかがですか。

○ 村長（新城繁正君） そういうようなことで条件が合わないということで払い受けができないということもこれまでありました。それについては検討して対応は十分考えていかなければいかんと考えています。

○ 5番（知念亀次郎君） この事業の着工時期と全体の工事費と整地費の内訳及び県支出金と村負担金並びに受益者負担金の割合についてお伺いします。

○ 経済建設課長（平良 晋君） この事業につきましては62年度モデル事業で予定をしているわけですし、着工は62年8月以降になると考えています。全体事業費としましては2,580万円程を予定しておりまして、その内で工事が2,490万円計画しています。それからこの事業は2か年を予定しておりまして、62年度県補助金は83%、村8.5%、地元8.5%となって



おります。

○ 5番(知念亀次郎君) 次に工事後の換地交付率はいくらになるのか。換地業務の方法はどのように考えているのか。そして換地登記事務は村当局でやるのかお伺いします。

○ 経済建設課長(平良 晋君) 減歩率は地区面積4.57haで整地面積が3.28haですので約15%を予定しています。換地業務は土地改良連合会に委託したいと思います。その場合には換地委員会を設置しまして村や受益者が一緒になってその案を作りながらやっていきたいと思います。換地登記についても連合会にさせます。

○ 5番(知念亀次郎君) 換地する場合に配置や質の問題で変動があるわけですから、進め方によっては苦情もあるし紛争が起こることがあるわけです。そういう点は換地業務を行うに当たっては地主との調整が必要でないかと思いますが、どのように対応していくのかお伺いしておきます。

○ 経済建設課長(平良 晋君) 換地の場合には確かに問題も出ます。そういうことですので村が事業主体になるわけですが換地業務につきましては地主の皆さんから換地委員や評価委員を出してもらいまして、そのようなものにつきましては地元の皆さんに業務を進めてもらおうと、その場合に役場も一緒になってやっていきたいと思います。

○ 12番(金城隆好君) 本村で行われる漕艇競技をご覧になるために皇族の来村があるのかどうかお伺いします。

○ 村長(新城繁正君) 慣例としてはあるということですが、本村の漕艇競技につきましては現時点で皇族がおいでになるという正式な通知はございません。

○ 12番(金城隆好君) 現在、県民与論を二分している日の丸君が代問題或いは軍用地強制使用と政治的に問題が大きい時に皇族の来村ということになれば、村民が巻き込まれはしないかと心配しているわけです。関係機関から来村の要望があった場合は村長はお断りすべきだと私は思っていますが、村長のご見解をお伺いします。

○ 村長(新城繁正君) 村長としては、もし皇族が本村においでになるということについて意見を求められた場合には、村民感情から考えまして好ましくありませんと、だからご遠慮下さいということを申し上げていきたいと思っています。

○ 議長(玉城一昌君) 休憩いたします。

休 憩 (午前11時50分)

再 開 (午後1時02分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

○ 10番(宮城秀護君) 根路銘柵原山2268-1番地は今から13年前にも払い下げ申請をしまして、この場合も村の森林計画があるということで保留されました。その後昭和61年5月

16日に払い下げ申請をしていましたが村の抱える諸々の問題を片付けてからやろうということで保留されております。そこは昔から根路銘地と認めている所です。そこで入会権の問題もございまして申請をしているわけですが、聞くところによりますとそこはゴルフ場の予定地として予定されており、16林班として除外されることになっております。これにつきまして今後払い下げる構想があるのかどうか。

○ 村長（新城繁正君） その地域は産業振興に供した方がいいということでやっていますが、残った地域につきましては慣例もございまして地域の要望に応じて処理していきたいと考えています。

○ 10番（宮城秀護君） そうしますと現状の姿のままで払い下げるものと解釈してよろしいでしょうか。

○ 村長（新城繁正君） 10ha以上の面積につきましては過去の経験や払い下げの目的からしましても土地を造成して後でやりたいと考えております。

○ 10番（宮城秀護君） この地域にかかる申請は長期にわたっておりますので、既に当初に計画して申請した人達は高齢化しておりますして農業開発公社の基準に合致しない点もあると思いますので、弾力性のある方法を考えてもらえるかどうか。

○ 村長（新城繁正君） 確かにそのような経過は伺っていますが、これは公社等に造成をさせる方針で行きます。小規模なものにつきましては直接村民の希望者に払い下げていくという方針を持っているわけです。

○ 10番（宮城秀護君） 根路銘地域にゴルフ場の計画があるという情報があります。しかし、この地域は歴史的に見ても根路銘や上原地域の入会権の問題もありまして払い下げられるものと期待していたわけです。これにつきましてゴルフ場の建設或いは観光地としての話し合いを地域と持たれたことがありますか。

○ 村長（新城繁正君） ゴルフ場の導入は村の産業振興という意味、それからリゾートの付属施設としてどうしても必要だということで、村としてはこの地域は払い下げ地域から除外しようと考えているわけですので、それは行政としての方針で出しているわけですのでこの除地については皆さんの方に別に説明するというのではなくて、これは審議が進む段階で明らかになるものと思います。その他地域の方々がどうしてもこれだけの土地が必要だということにつきましては十分説明もいたしますし、検討もいたしまして今の地域の問題とは別にいたしまして新たな農用地の確保の意味から考えているわけですから、その時点でその方々につきましては十分お話し合いをして対処したいと考えているわけです。

○ 10番（宮城秀護君） 根路銘地域にゴルフ場その他の施設ができるということは地域への説明はしないということですか。

○ 村長（新城繁正君） 土地の処分の問題については話し合いを持つという考えはありません。

○ 10番（宮城秀護君） 地域に十分説明をしてトラブルが起こらないように考えるのが当然だと思いますがどうですか。

○ 村長（新城繁正君） これだけの村にとっては大きな企業ということになりますので、ただ、地域住民が歴史的に自分の地域だというような意識も持っておられます。我々としても基本的にそれは了解します。しかし、村の総体的な産業振興ということからこの方を進めているわけですので、これが手続きをとって工事の段階となれば区長会や部落にその説明を申し上げるのは大事な事でございますので、それは説明を申し上げたいと思います。

○ 9番（山川 清君） 県は去った12月熱帯果樹振興計画を策定し、その中で振興方針として66年のウリミバエ根絶を目指して、特にマンゴーは本土出荷するまでになっておりますので主要作目に位置づけ、現在の40haから150haと3.5倍の面積を拡大すると、それから生産量が70トンから4,430トンと63倍の拡大計画を持っているわけですが、本村においても喜如嘉のマンゴー団地の育成以来生産農家の意欲が高まり1.4haの成木園がありますが、それについての村の振興計画の基本的な考えをお伺いしたいと思います。

○ 経済建設課長（平良 晋君） これは県の果樹農業振興計画だと思いますが、この計画につきましては現在印刷段階でございます。

そういうことでまだ正式に通知が来てないわけですし、村としましては通知のあった段階で検討をしていきたいと思います。

○ 9番（山川 清君） そうしますと村の方針としては今後熱帯果樹を積極的に振興していくかどうかお伺いしたい。

○ 村長（新城繁正君） 流通関係等がいろいろありますので国や県の政策の中で今後の見通し等を十分検討して、振興を図っていききたいと基本的に考えておりますが、先程の課長の話のように県がどのように果樹振興を考えているのかということと歩調を合わせながら対応していくと考えているわけです。

○ 9番（山川 清君） 4年余をしてはじめて経済性が出る作目ですので村が推進するのであればなるべく早く振興策を作るべきと思いますがどうでしょうか。

○ 村長（新城繁正君） そういうことで担当課や関係機関との情報を十分交換しまして、どうしてもこれは村として推進していくべきだという皆さんの結論が出ればこれをひとつの核として振興を図っていく必要があるだろうと県はどのように対応するか分かりませんが本村自体としても意見を聞いて進めたいと思います。

○ 3番（松島重克君） 村は農業振興について十分お考えのことと思います。そこで優良

農機具の補助についてどのように考えておられるかお伺いします。

○ 村長（新城繁正君） 現在、昭和45年に制定されました規程についての優良農機具についての補助は対応してきたわけですが、ここに至りまして村の財政ということも考えなければいけないと、これまではいろいろやりましたがこの辺で一応これは検討する必要があると思います。現在まではこの規程に基づいてやってまいりましたが、今後は受益者負担という原則でこの規程は検討してみようと考えているわけです。

○ 3番（松島重克君） この規程でやってきたということですが、私の記憶では新城村政に移行してからはやっておられないわけです。これは間違いではないでしょうか。

確かに農家の経済事情は良くなってはよろうかとは思いますが、しかし、大型農家の出現に立ち遅れて零細農家というのあいかわらず存在していることも事実なんですね。大型農家だけに恩恵を与えるということでなしに零細農家に対してもそれなりの恩恵を与えるのが私は行政の立場からして然るべきことではなかろうかと思うわけです。聞くところによりますと他の所もこういう補助をやっておられるようであります。残念ながら本村におきましては農薬補助もありませんし、こういうものもここ数年来ないわけです。こういう例があるようです。現在の農家は農薬を大量に使うようであります。少しでも経費の軽減ということで国頭農協に行くという話も聞くわけです。非常に残念なことではなかろうかと思えます。やはり農業振興を考える中にもう少しきめ細やかな配慮があってもいいのではないかと思います。いかがですか。

○ 村長（新城繁正君） 私がなったからそういうことを農民にやらないということではありませんで、農家の方からそういう要請がなかったのではないかと思います。或いは村として補助の対象として必要ないという考え方があったのかも知れません。それは私共の町村長の会合でもこういう問題は出るわけです。その大体の意見としては行政の負担を軽くして受益者の負担を大きくする必要があるのではないかと、今後関係機関と十分話し合いをしながら対応していこうということでもありますので、ただ、制度があるからやっていくということもどうかあと、また、それだけ対応する財政的な力もないということになりますので総合的に考えていきたいということでもあります。

○ 3番（松島重克君） 担当課長にお伺いします。

先程村長は規程に基づいてやっているということですが、これで適確な答弁ですか。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 補助につきましては私が課長になる前までは行なって来たと思います。現在はそういう補助もないという状況になっております。

○ 3番（松島重克君） 村長、お聞きになりましたか。あなたの村政担当になってから補助は打ち切られているんですよ。

だから先程の説明はくい違っているんですよ。補助金は出しておらないんですよ。

○ 村長（新城繁正君） 規程もありますし、自分も役場に入ってそういうことがありますものですから、農家の希望がなくてという感じもありましたけど、行政で対応できないということでやってないということです。先程の私の答弁は誤りでございます。私が長になってからは補助はやってないとお答えしたいと思います。

○ 3番（松島重克君） 規程はあるのに補助はやっておられないからお聞きするわけですよ。だから1回2回の回数は余分になっておりますよ。先程から回数が多いという声が出ておりますので、その程度の打ち合わせはしておかないといかんですよ。

ところで規程はあるが補助はやっておられないとだから私が零細農家あたりのきめ細やかな振興策を打ち出されてもいいのではなからうかと、折角この規程があるわけですから予算の範囲内で年度前に機種を選定して条件の合った人達に補助を出すと、これがあるわけですが生かされてないと、この辺をお聞きしたいんですよ。

○ 村長（新城繁正君） 村の予算編成において財政事情も反映していると思います。ですから規程そのものも継続していくのか或いは廃止していくのかも含めて検討し、規程があるのにこれまでやってないということは我々の対応として妥当ではなかったと考えています。

○ 3番（松島重克君） 規程があるならばやはりその趣旨に基づいてなされておらなければいけないわけです。予算がないということは私はおかしいと思います。農家の生産意欲を高めるということが趣旨であろうと思います。

優良農機具の補助金額はそう大きなものではないはずですよ。毎年2千万円～3千万円の繰越金が出ているんですから、何が予算がないかと言わざるを得なくなりますよ。規程があるのにこの程度の補助金が出せなくてどうなるんだと、そういうことですよ。現在規程があるわけですがどうなされますか。

○ 村長（新城繁正君） 現段階については規程に基づいて補助をやるという考え方は現年度においては無理だと思いますのでこの件につきましてはご提言として検討させていただきたいと思います。

○ 3番（松島重克君） 検討ということは廃止ということも含めてですか。

○ 村長（新城繁正君） それも含めてでございます。

○ 3番（松島重克君） 確かに農家に対する事業の導入あたりは最近増えてはおりますが、そういう恩恵に浴しない農家も多いということは考えにとどめておいておかなければいかんと思いますよ。村内の農家の大半は零細農家ではないでしょうか。農薬補助もない、優良農機具の補助も廃止を含めて検討しなければいかんと、これは予算の編成権が長にあるからどうこう申し上げられませんかね。農家全体の立場から納得できる検討をなさるべきと思うわ

けですが、いかがですか。

○ 村長（新城繁正君） 策定した経過もございまして、これにつきましては勿論廃止も含めまして、或いは内容につきましても検討をして次の対応につきましても適切に対応していきたいと考えておりますので、今後の検討に供したいと思っております。

○ 3番（松島重克君） 優良農機具補助規程の附則の条文に不備がありますよ。後程検討されて直すべきところは直して下さい。次に水産業奨励補助金について伺います。

これも農業振興と同様十分お考えのことと思いますが、現在の水産業奨励の実状はどうなっているのか伺います。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 水産業奨励補助につきましては復帰後行なわれてきておりまして、主に漁船補助、モズク網補助、養殖イカダに補助が行なわれてきておりまして、漁船につきましてはその後もご利用いただいているわけですが、モズクにつきましては昭和54年から3年程行なわれていましたが、赤土の問題がありまして現在は栽培が行なわれておりません。養殖イカダにつきましては9基です。

○ 3番（松島重克君） 現在、水産業の振興という形の最も大きな表われである漁港がかなり進んでいるわけです。それに対応する中味につきましても必要でなからうかと思っておりますが、本年度の補助金等はどうか。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 本年度は補助はしておりません。

○ 3番（松島重克君） これも規程があるわけでしょう。水産業の奨励と言いながらこの補助規程に基づく補助金がないということは残念ですね。特に先程申し上げましたように立派な漁港ができてつあるでしょう。入れ物ができて中味がないということでは困りますよ。

入れ物にふさわしい中味を育てて作ってもらわなければいけません。片手落ちでないかと思えますね。この辺はどうお考えですか。

○ 村長（新城繁正君） 漁港の導入当時は100%補助ということであったわけですが、補助率の低下で村の対応費が大きくなっています。ですから漁民の皆さんがもう少し組織を強化して意欲を高めて村の方にもハッパをかけてもらいたいと思っておりますが、我々の期待には程遠い感じがするわけです。ですからおっしゃるように折角館を造るわけですからそれと併行に漁民の皆さんも組織を強化してどんどん事業が導入できるようにやっていかなければいかんと思えます。

又、今年度は計画していないということですが、漁民の皆さんから申請があったのか分かりませんが、62年度においては漁船購入費ということで補助事業を計画しています。

○ 3番（松島重克君） 今の答弁の中で申請があったのかどうかということがありました

が、これは困りますよ。これぐらいの打ち合わせはしていただかないと。私は漁港の建設と併行してもう少し補助の計上があるのかなあと考えていたのですが、62年度は80万円ということですね。建物にふさわしい中味ということで頑張っていたきたいと思いますのですがどうか。

○ 村長（新城繁正君） それにつきましては漁民の皆さんと話し合っただけで意見も聞いて、年次的に力がついていくような方向で対応していきたいと思っております。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後1時52分）

再 開（午後2時06分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 4番（山川正行君） この問題については先程の質問で触れた部分もございまして、先ず処理経過についてご説明願います。

○ 経済建設課長（平良 晋君） やきもの問題につきましては先程ありましたので、喜如嘉と謝名城問題について説明します。

謝名城の問題につきましては2～3回話し合いを持っております。まだ、完全解決には至っておりませんが、復帰を境にした条例と法令の移行の中で事務処理がなされていないという状況の中で、事務を担当する側としましては深くお詫びいたします。貸地をしている方にも村の行政的利用の問題を話して、話し合いの中でその問題を解決していきたいと思っております。喜如嘉につきましては本人と話し合いもし、調整委員長とも話し合いをしまして、それから書類等につきましても以前からのものも調べたところがございます。この件につきましては貸地契約をしまして復帰前までは貸地料を納めてきたという問題もあります。そういうことで村が認めた使用だという解釈で、復帰後利用されている所があるわけですが、その間に金城さんからの非補助土地改良関係の申請もありまして、その当時の長の許可もありまして、村有林野であるという証明も出してございまして村としてはそういうふうな認め方をしておりますので、この問題につきましてもじっくり処置について貸地人と話し合っただけでいきたいと思っております。

○ 4番（山川正行君） この問題は度々触れて12月議会でも触れていますが、年度内には解決したいということでございましてね。先程契約の継続という解釈のようですが、復帰後も契約は続けられていますか。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 復帰後につきましては確かに貸地契約は行なわれておりません。

○ 4番（山川正行君） 復帰前に貸地料は年度毎に納入されていますか。

○ 経済建設課長（平良 晋君） そういう調査はしておりませんで、誠に申し訳ないと思っています。

○ 4番（山川正行君） 我々はちゃんと資料を持っているんですよ。お宅がコピーして渡しているんですよこの資料は。納められてないんですよ。これを分からんというのはおかしいですよ。途中で切れているんです。だから貸地契約は継続されてないという判断になるんですよ。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 復帰後については確かに納められていないだろうと私はと思っています。

○ 4番（山川正行君） 復帰前に納められていないんですよ。このことは調べられてみて下さい。こういうことでこの問題については進展がないようですので、この問題については改めて次の議会でお伺いしますので調査して下さい。江洲の件についてはどうですか。

○ 総務課長（稲福吉昭君） 現況が畑になっておりますので財政管理の面からいたしまして私から答弁させていただきます。

今まで価格について折り合いがつかなかったわけですが、払い下げをしようということになりまして新年度に早目に各機関と調整して売買していきたいと思っています。

○ 4番（山川正行君） この件につきましては前の長の答弁の中に無断でないということでしたが、それに変わりはないですか。

○ 村長（新城繁正君） 変わりございません。

○ 4番（山川正行君） そうしますと他の問題にも大きな影響を与えたいと思いますよ。例えば、前に土地購入資金を農協から借りるために役場の証明をしてもらって土地購入資金を出してもらったんです。そして手続きがされてないということで過料を納めて返還された例もあるんですよ。だからいきさつというのは余程お考えにならないと困ると思うんです。この判断が他のものにも大きな影響を及ぼしますよ。

それからあの2人の問題につきましても当局は努力なさっておりますね。と言うことは前に草地として払い下げた部分の中にあの2人に与える土地が含まれていたということ。この真義はどうですか。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後2時20分）

再 開（午後3時43分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

答弁を求めます。

○ 村長（新城繁正君） 草地の中に比嘉君と喜納君の用地も見越していたのではないかと



いう話ですが、その件で実は今資料等も調整してやっているわけですが、その時点ではこの2人の用地は含めて考えてなかったと答弁申し上げたいと思います。

- 4番（山川正行君） この件に関する文書も全くないということですね。
- 村長（新城繁正君） 草地について2人との関係の文書はありません。
- 4番（山川正行君） もう1度確認しておきます。かかわりが無いということですね。
- 村長（新城繁正君） 公社に村有地を処分する段階におきましては2人とのかかわりは持ってなかったということです。
- 5番（知念亀次郎君） 私が調べた範囲内では県内53市町村の内行政改革大綱が策定されている市町村は42団体と伺っています。本村においても去年の6月定例会で行政改革推進の報償費として144千円計上されているわけですが、本村においては策定されておるのかお伺いします。
- 総務課長（稲福吉昭君） 推進本部と推進委員の辞令発令はしておりますが今後早目にやっていきたいと思っています。
- 5番（知念亀次郎君） では素案はできているわけですか。
- 総務課長（稲福吉昭君） 各課長には素案は渡しております。
- 5番（知念亀次郎君） 大綱決定に当たっての議会の関与ということについてですが、自治省では行政改革を推進するため各団体が行政改革大綱を策定すること、及び策定に当たって議会の意向が十分反映されるよう配慮するとなっておりますが、これについてどうお考えですか。
- 総務課長（稲福吉昭君） 42団体が策定していますが議員が入っているのが半々ということで、そういうことで議会の協力を得てやっていきたいと思っています。
- 5番（知念亀次郎君） 策定後議会に報告するお考えはあるのかどうか。
- 総務課長（稲福吉昭君） 議会が必要とするならば何等かの方法で報告していきたいと思っています。
- 5番（知念亀次郎君） この素案の中に議会の問題も触れられておりますかお伺いしておきます。
- 総務課長（稲福吉昭君） 議会の合理化の件は素案の中には触れておりません。
- 12番（金城隆好君） 本村に企業によるゴルフ場建設の計画があると聞いていますが、あるかどうかお伺いします。
- 村長（新城繁正君） 建設計画はございます。
- 12番（金城隆好君） 場所はどの辺りであるのか。
- 助役（古我知 清君） 柵原山の13と16林班に含まれています。

- 12番（金城隆好君） その場所は私有地であるのか。それとも全面積村有地を予定しているのか。
- 助役（古我知 清君） 当初計画は私有地も含まれていましたが、再計画の中で全部村有地内に計画されております。
- 12番（金城隆好君） 今会議に提出されている議案第27号の除外との関連はありますか。
- 助役（古我知 清君） 払い下げ除外の中に含まれています。
- 12番（金城隆好君） 払い下げから除外となると当然貸付けということが考えられるわけですが、貸付けの条件としてはどのようにお考えになっておられますか。
- 助役（古我知 清君） 企業開発調整委員会からは貸付けが望ましいという答申は受けておりますが、内部ではまだそこまでは検討しておりません。
- 12番（金城隆好君） 広大な土地を条件を付して貸付けする考えであれば、関係地域はもとより住民の声を聞く必要があるのではないかと思います、村長のご見解をお伺いします。
- 村長（新城繁正君） 現段階では払い下げ地域に入っているということですので、除外のものが片付いたらすぐできるというものではないですので、調整委員会から出ているものにつきまして十分検討して、規模や内容については広く知らしめたいと思います。
- 12番（金城隆好君） 最後にゴルフ場建設することによって本村のメリット或いは反対のこともあると思いますので、その辺をお伺いして終わりたいと思います。
- 助役（古我知 清君） 企業調整委員会から提出されているものを読み上げて説明いたしますと、本村は農業を基幹産業とする農村であるが、若年層はもとより中壮年層の労働人口の村外流出、出かせぎが多く、農業経営、生産は低い状況にあり、そのような状況において農業振興を図ることは勿論のことであるが、人口流出を防止し、就労の場を提供する観光産業、無公害産業の開発を推進し、活性化を促すべきである。ゴルフ場建設により若者が定着できる職場の確保、観光産業の発展、更には村財政を潤し本村の活性化を促進する意味でゴルフ場建設は望ましいと、このような意見書がついておりまして、こういうものがメリットになると思うんですが、デメリットについては触れておりませんが、どういうデメリットが今後出て来るか内部で検討したいと思います。
- 12番（金城隆好君） 終わるつもりでしたが、メリットだけを主張されている感じを受けるわけですが、企業誘致するからには反対の部分も当然あるかと思います。この土地は貸付けですか。
- 助役（古我知 清君） 答申は貸付けにすべきであると断言されておりますので、村としてもその方向で検討しなければいかんのではないかと思います。

- 12番（金城隆好君） 貸付け期間としてはどのくらい見ているわけですか。
- 助役（古我知 清君） そういう内部契約についてはこれから資料等を集めて検討しなければいかん事項でございまして、期間の設定は決めておりません。これがゴルフ場として設定されるかどうかはまだ決定しておりませんので、内部の契約については諸々の調査をして村に不利益のないように契約の締結をしなければいかんと思っています。
- 12番（金城隆好君） 次に、13林班と16林班がゴルフ場予定地だということですが、この場所だけでこの計画が全うするのかどうか。
- 助役（古我知 清君） 企業から要請されているのはその範囲におさまっております。
- 10番（宮城秀護君） 有害鳥獣駆除補助金の執行状況についてお伺いします。
- 経済建設課長（平良 晋君） 被害の実態についての農家の聞き取りの中で猪、カラス、ヒヨドリの被害が約500万円と把握しております。
- 10番（宮城秀護君） 積極的な防除対策は考えられないでしょうか。
- 経済建設課長（平良 晋君） 県の補助事業も受けて駆除を行なっているところございまして、村内の猟銃所持者や県内の駆除隊の方々をお願いして現在もやっていますが、今後もそういう方向で継続していきたいと思っています。
- 10番（宮城秀護君） 村独自の対策を構じる考えはないですか。
- 経済建設課長（平良 晋君） 現在行なっている事業も県補助半分村半分という形で駆除事業を行なっているところございまして、その方法で今後もやっていきたいという考えです。
- 9番（山川 清君） 現在農業青年同志会が15名程いますが、その後継者育成についての具体的な取り組みについてお伺いします。
- 村長（新城繁正君） 村としても農業振興上重要な問題として受け止めています。今後とも研修の機会を多く与えていくとか、或いは農業大学への熱心な方の就学奨励等考えなければいかんと思いますし、その他研究機関の関係者等の要請をしてやらなければいかんと思いますが、なかなか具体的な諸策が難かしいということで今のところは農地の拡大や高度利用ということにつきまして農業委員会等との歩調を合わせてやっていきたいということを考えているわけでございます。
- 9番（山川 清君） 現在後継者として抱える問題は、10年余も農用地を持たず小作でやっている人も大分いるわけですが、村は農地を与えて積極的に育成する考えはないでしょうか。
- 村長（新城繁正君） いわゆる村有地の処分の問題も含めまして流動化事業も含めて、農業委員会とセットとしこの方々のニーズに応えていくことを先ず考えなければいかん

うと思います。

○ 9番(山川 清君) 最近、農業青年の中にもいろいろ出て来るんですが、近代化施設の導入事業や補助事業についても青年同志会や長い間活動やって来た人には恩恵がなく外部から入って来た人達に事業の片寄りがみられるのではないかとありますが、それについて当局はどうお考えでしょうか。

○ 村長(新城繁正君) これは大変残念なことでございますけども、私共といたしましては別に別から入ってきた人を優遇しているということではありません。やはり作目とか技術的な問題で本村に土地を求めて本村で生きていきたいという方々もいらっしゃいます。その方々もやっぱり本村の農業振興という意味からすると条件さえ整えば今後はむしろ活性化を促進するということから、こういう方向も考えなければいかんだろうと思っております。

○ 9番(山川 清君) 確かに地元の農業青年にとってもいくらかの努力が足りない面もあるかも知れませんが、今後こういう事業導入や育成の面におきましての指導強化、それから農協と役場の連携がまだ薄いような感じがしてなりません、そのような対策を講じられないといかんとしますがどうでしょうか。

○ 村長(新城繁正君) 従来から農業青年との懇談会の場でもこういう問題が大きな問題として出てまいりましたし、普及所農協、役場、同志会の4者連でも十分話し合いされておりますし、どうしても自力で出来ないということであれば応援をして育ていかなければいけないんだろうと思います。

○ 3番(松島重克君) 大保川、アザカ川からの取水に対する見返り及び事業費等についてお伺いしたいわけですが、その前にこの件に関しお分かりにならない旨が多いようですし、答弁の参考になろうかと思しますので少し申し上げたいと思います。この見返りにつきましては村内の導水管工事が行なわれた時期に当時の嶺井企業局長が議会にお見えになりまして、これは工事の協力方依頼ということであったわけですが、その時に大保川、アザカ川の取水については当初の約束とはかなり違反したやり方をしておると、当初は剰余水を取るという遠慮する取り方であったわけですが実際には土のうを積んだり大きな取水口を別に設けたり自由勝手な取水の方法であったわけです。また、途中においてはポンプの機能を拡大すると、これも村にひとこともないやり方をやっております、周囲に迷惑をかけていたわけですがこれにも取り合わないということから、当然これに対する見返りを要求すべきだという考え方でかなり局長とやり合ったわけですが、その時の局長の答弁はこれから取るものについては見返りを考えるのだが既設のものには例がないのでやらないということです。そうならば今回の導水管工事は既に公害をだしているので反対せざるを得ないということを申し上げますと、これは困ると、今まで例はないが見返りは考えましょうということでありました。当

時は3千万円いただければいいと思っていましたが後日1億という金額になっていたわけです。これは皆さんご存知かも知れませんが、村長と知事の取水に関する覚書の中で村内からの取水の見返りとして喜如嘉川、田嘉里川、平南川の見返りとして2億5千万円ということでありましたが、これは漏れているんですね。大保川、アザカ川が抜けておるんです。その内の1億円は大保川、アザカ川の分であるということが分かったわけです。それでかなりの事業が行なわれているわけですが、大保川、アザカ川の取水の見返り事業についてお知らせいただきたいと思います。

○ **村長（新城繁正君）** 確かに嶺井局長がおいでになる前とおいでになった後、当該地域の要望についてもお応えしましょうとお話をなされたら、私も助役時代で職員との話し合いをした経過がございます。当初は田嘉里川、喜如嘉川、平南川とありましたが、大保川とアザカ川については要望を村として集めたわけです。それで調整をされているんですが、大保川につきましては押川の簡易水道429万円、田港集会所改修209万円、塩屋の場合は青年浜やアサギ、ハーミンジョーで1,630万円、屋古集会所増築352万円、大保排水路2,300万円、塩屋公民館増築440万円、田港集道と農道で730万円、田港のバス待合所と屋古バス待合所で220万円で、アザカ川につきましては津波公民館の増築495万円、その中で多少の数字の誤差はあるかも知れません。

○ **3番（松島重克君）** 事業費のトータルについてお伺いします。

○ **村長（新城繁正君）** 大保川につきましては6,310万円に村から出しているバス待合所が3基ありますので330万円で、合計しますと6,640万円となります。アザカ川につきましては495万円でバス停が2か所ありますので220万円で、計715万円となります。

トータルで7,355万円になります。

○ **3番（松島重克君）** 大保川、アザカ川の分が1億と、ひょっとして村長の説明の中に平南のものが入っているかも知れませんが、私はそういう感じを持っているんですが、もし、平南のものが入っていてもそれは結構であります。只、1億というものについて関係地域に行なわれた事業がこれに達してないということに疑問があるわけですが、これは村当局が直接やられたものもあると思いますので、漏れておりませんか。

○ **村長（新城繁正君）** 村からの要望ということで根路銘橋1,000万円、それから大宜味バス待合所110万円でしたがこれは部落からの要望によりまして公民館の増築に変わっております。そうしますと約8,400万円となります。

○ **3番（松島重克君）** この地域外に回った金を合わせましても1億に達しないわけです。あとはどうなっておりますか。

○ **村長（新城繁正君）** 中学校のグラウンド整備に583万円というのがありまして、合計し

ますと約9,000万円になります。

○ **3番（松島重克君）** これは2億5千万円の総枠があって各部落の取り分や村の取り分は決まっているわけですね。多少の端数はあると思いますが、ほぼそれに近い形にならなければいかんと思います。それでも1,000万円足りないわけです。どうなっていますか。

○ **村長（新城繁正君）** 1億にはなっておりませんが、調査して後程資料を差し上げたいと思います。

○ **3番（松島重克君）** 覚書の本文には田嘉里川、喜如嘉川、平南川というようになってはいますが、実質的には大保川もアザカ川も含まれていると、そういうことになると、この事業計画の別表第9項関係で検討課題というのが出ているわけであります。これについて見込みとかについて簡単にご説明願いたしと思います。

○ **村長（新城繁正君）** 村の計画する国県からの特別な補助事業に対する配慮というのは、枠があって同じ事業で他町村から奪い合いをするという場合に事業を導入したい場合は約束に従いまして検討ということでこの一項は入っています。また、現在もそのような形で事業の調整につきましてはこういうこともありますということで県との調整もやっております。年金保養センターは佐敷町に決まったということで実現見なかったということです。水上スポーツセンターについては補助事業として村が要求することにはなじまないのがあると、そうであれば港湾とか国体後の漕艇関係に配慮してもらいたいという形で進めていこうと思っています。森林公園については恩納村にできておりまして、林道についてお願いをしているところです。それから陶器産業については先程もお詫び申し上げているところですが、これも思うようになかなか運ばなかったということで、いわゆる地域指定までもっていかうと考えていたわけですが、うまくできてないということです。

○ **10番（宮城秀護君）** 今年で再建計画に入りまして2年目に入ります。

そこで営農指導体制の不備の声がありますが、村として積極的にこ入れする考えはないですか。

○ **村長（新城繁正君）** これは私共関係者の中では営農指導体制については議論をされているところでございまして、村の財政事情からいたしまして村の職員として採用して農協に出向させるということは容易でない。そこで対話をして調整を図りながら効率的なやり方はないかと現在考えているわけです。確かに営農指導は不足です。

○ **3番（松島重克君）** 村有地の問題は長く抱えているわけですが、村有地と言いますと本村の主要財産ということであります。その主要財産の管理が十分行なわれてない。非常に残念なことであります。もっとはっきり言わしていただくと行政の立場としても最も大切な財産管理の能力に欠けておると言わざるを得ないのかも分かりません。余り年数が長過ぎて

いますので。議会がこの問題に力を入れて100条調査を発動したわけです。その当時撤去命令が出されているということに基づいて刑事事件として告発をして早期解決を図ろうということでありましたが、その時既に当局は2か年の猶余を与えたということになりまして刑事事件から完全に民事に変わったという経緯がございましたね。ところがこの2か年間で解決をするということでありましたができなかったわけです。

双方で交わされた念書か覚書か分かりませんが反故になっているわけですね。そしてその後何月までは解決しよう何月までは解決しようというお話がありましたが、これも実現を見なかったわけです。最終的には任期中にやろうということであったがこれもできなかったわけですね。それで二転三転して現在の格好になっているわけですが、これからいたしますと私は議会がかなり力を入れてやいやい申し上げたりしたんですが、当局はこれにどの程度耳を傾けられたか疑問があるわけです。私はどうも当局のこの問題に対する判断に誤りがあったのではないかと今つくづく思うわけですが、この点いかがお考えですか。

○ 村長（新城繁正君） 率直に申し上げまして今ご指摘のとおり財産管理の問題につきましては、私の判断に誤りがあったと素直に認めます。

○ 3番（松島重克君） 率直に認めたことに対しては私は敬意を表したいと思います。

江洲のやきもの関係の方々が撤去しそうだというところまでこぎつけたという話を我々何回かお聞きしたんですが、ところが急きょ態度が変わったということもお聞きしたわけです。どうもそれ等のことを周囲のことで勘案して考えますと何故そうなったかと、これはその他の村有地問題の判断に誤りがあったのではないかと思うんです。江洲の方の問題にも誤りがあったと思います。喜如嘉の方の問題にも誤りがあったと思います。これをこのやきもの関係の人達が知ったために再び態度が変わって撤去しないことになったと思います。この要因は何処にあるかと考えてみますと、職員が長に対して出した資料に誤りがあったのか或いは長の判断に誤りがあったのか。いずれかでなかろうかと思えますね。だから先程長が率直に認められたわけでありますのであえて申し上げたくはないんですが、担当職員は長の判断を誤らさないような資料を提出しなければいかんと思えますよ。

それからこのやきもの問題は別としまして江洲と喜如嘉の問題の取り扱いですよ。この問題が分かった時点でどのような処置を講じたか。現在どうなっているかということです。返還させていますか。

どうなっていますか。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 喜如嘉の問題につきましては返還とかそういう手続きはしておりません。

○ 3番（松島重克君） 江洲のものはどうですか。

○ 総務課長（稲福吉昭君） 江洲もそういう手続きはしておりません。

○ 3番（松島重克君） 私が先程あえて財産管理の能力に欠けると申し上げたのはこういうことなんです。知らない間は止む得ないとしましても、問題が出た時点で接触された時点で何故貸地契約もされていない売り払いもされていない村の財産を返還させないかということだよ。

何故させないか。貸地料も土地代も出してないでしょう。何故返還させないんですか。

○ 村長（新城繁正君） おしかりを受けて当然だと思いますが、指摘を受けて担当課をして資料等を調べさせているんですがそこで長の判断もさることですが、どうも私共行政側の手続きの問題が基本的な誤りになっているということになるわけですし、そうなりますと内部的にいろいろやりますけれど、事の解決というのは難しいところもございます。これはもとより私の判断力のないことではとお詫び申し上げたいんですが、すぐ行政の権限を行使して返還させるというのは難しいわけです。そういう実情を調べていくとどうも行政の方に大きな問題提起の起因があったと感じがいたしまして、長としての最終的な決断が下せなかったということになっておりまして、これは本当に私の決断力のなさにお詫びを申し上げる他はないと思います。

○ 3番（松島重克君） 私は我々の村有地を立派に管理していただきたいということだけを申し上げたいんですが、今の話からすると触れざるを得ないんですよ。と申し上げますのは、江洲の問題につきましては根路銘村長時代に県から文書が来ていたようであります。これは私も見ておりますので分かります。しかし、当時の執行部は払い下げをしなかったんですよ。と言うことは、当時の執行部を払い下げる必要なしということで処理されているわけです。

それから喜如嘉の問題は4～5人が開墾をいたしましてその中に現在問題になっている人が入っていたと、そしてこの方は契約はしておりましたが復帰時の昭和47年まではしておらない。貸地料を途中で出しておらないから契約は必然的に解消されておるわけです。課長これは調べなさい。あなたが出した資料に基づいて言っているんだから。そうしますと復帰時までの契約は成り立たないということなんですね。しかし、一応契約をしたということを善意に解釈するならば何とか考えられるか分からないがしかし、一緒にやった他の人の分まで継続してやっているんだから、これは逃れることはできない。この点について弁解の余地はないと思われまますよ。こういうことをやきものの人達が知っておるんだよ。

私のところに来ておりました。しかし、私は議員の立場としてこんなことは言えないと、知りたければ事務局へ行って議事録を調べなさいと言ってお断りしました。多分、そういう事情を調査した上で現在の姿勢を打ち出して来ていると思いますよ。



そこで表に出ない無断耕作が点々としてあるわけです。ところがそういう問題が表われた時の課長の処置にムラがあると私は見ている。振り返ってみられてどうですか。

○ 議長（玉城一昌君） 会議時間の延長についておはかりいたします。

本日の一般質問が終了するまで会議時間を延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、一般質問終了するまで会議時間を延長することに決しました。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 私の方にそういう話が入った段階では現地調査をしてそのような対応をしてきたつもりでございます。

○ 3番（松島重克君） こういうことなんですよ。あなたが無断耕作を発見した時点でどう処理をしたかということなんですがね。無断耕作だからということで追っ払ったケースもあるでしょうし、永久作目がある場合にはかなりの時間を与えたとか、中には過料を課したのものもあると思います。一貫した処置を講じておられるかどうかですよ。私の耳に入っているのはまちまちのようですよ。どうですか。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 確かに過料を課して返してもらったものもあります。主に条例に基づく処置でやって来たつもりです。

○ 3番（松島重克君） あなたは公平にやったというお気持ちであるか分かりませんが、しかし、そのまま撤去させたものとある程度時間を与えたものと過料を課したものとがあると公平と言えますか。私が聞いているのは人によって処置が違っているということですよ。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 正しい処置の仕方というのは条例に基づくやり方だと思っています。確かに発見したら現状回復と過料を課すということになりますが、作物的な問題もありまして確かに猶余を与えての処置をしたのもございます。

○ 3番（松島重克君） だからそういうところに処置がまちまちだと言わざるを得ないんですよ。だから公平に誰が見ても納得するようなやり方をしなければいかんですよ。行政というものはそのら辺がつかさがあるのではないですか。温情のある処置も結構です。そういうことができる場合は大いにやって下さい。しかし、これだけ長い間こういう問題を抱えている現状でまちまちなやり方をしたら大変ですよ。

次に特例で払い下げたところの土地にやきもの人達の土地が含まれていたと、これはうわさだけでも大変ですよ。

次にこれは私が質問した件ですが、このやきもの人達に無償で貸地させたことはないかと言ったら村長は忘れて後であったということでもあります。これも大変なことですよ。撤去

命令を聞かない人達に村有地を無償で貸すということは背信行為と言われても仕方ないかも分かりませんよ。この辺は村長どうお考えですか。

○ **村長（新城繁正君）** 確かに前の議会でそのように申し上げ後で詫びましたが、これは詫びてすむ問題ではございませんがこれも先程からの指摘のとおり十分資料を持ち寄ってやればそのような答弁はなかったわけですが、これについては無断で村有地を使っている人にそのようにやるというのはまかりならんと思いますけど、そういうことについての即応というのができてなかったというのが全て長年かかったということが明確になりましたので、三役も課長も担当職員も十分反省して注意を払ってやらなければいかんと思っています。

○ **3番（松島重克君）** 只今の答弁を聞いておりましてお気持ちは分かりますが、無断使用をして撤去命令が出ている人に無償で村有地を貸すということは村民感情を逆なですることになりますね。あなた方は貸地さすことによって解決しようと思われたかも分かりませんが、解決するならば撤去して後から貸すということならば筋は通ったかも分らんが、常識で考えても撤去もしないのに筋は通らないですよ。現状においては早期解決は難かしいようですね。どうすることによって財産管理を立派にやれるかと先ずこれからですよ。

そうしますといったんは返還させてから検討するということから始まらないと先程の2件もだめですよ。

そしてやきものの方に関しては法律で解決したいという意向のようですが腹を固めてかからなければいかんと思いますよ。相手の出方を待つということではいかんと思いますよ。財産を侵害しているのはあちらでしょう。これは積極的に財産管理という立場で動かなければだめですよ。今のままなら何年かかるか分かりませんよ。先ず、長の腹が固まらないとだめだと思いますがいかがですか。

○ **村長（新城繁正君）** 確かにやきものの件については私の見方の甘さ、判断の誤りでして、本人達を信用してやって来たわけですが、ここに至っては解決の方法はないということでありましたら、確かにこちらは侵害された方でありますので内部的に心を整えまして法の関係者とも十分調整をいたしまして、その管理につきましては考えています。これまでも何回か指摘を受けましたけれどもなかなか長の腹が固まらなかったということについては職員にも詫びなければいけませんし議会の皆さんにも村民にも申し訳ないと考えています。

○ **4番（山川正行君）** 県教育庁からこの問題に関しまして指導も含めた通知があったと思います。対応策につきましては市町村の教育委員会に一任するという形になっているようですが、この件に関しまして委員会としてどのような見解をお持ちなのか。又、どう対応なさるのかお伺いします。

○ **教育長（平良作義君）** 学校行事における国旗及び国歌の取り扱いについて2月14日に

県教育委員会から指導がございました。その文書については早速学校の方へ配布しました。以後、校長会でもその問題を話し合ひまして、県は今度の国体がらみで強い指導をしている感じがします。村教育委員会としては今度の卒業式や入学式において児童生徒に迷惑のかからないように強行な姿勢で進めずに、常に地域社会の理解と協力を得ながら進めていただきたいと指導しています。

○ 4番（山川正行君） 強行するなと指導しておられるようですが、今後もそのような指導を続けていくおつもりですか。

○ 教育長（平良作義君） あくまでも地域の協力と理解を求めて進めていきたいと思ひます。

○ 議長（玉城一昌君） 以上をもって一般質問を終了いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦勞さんでした。

散 会（午後5時16分）

## 第4回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 昭和62年3月16日

### 1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和62年3月16日 午前10時00分)

延 会 (昭和62年3月16日 午後3時54分)

### 2. 出席議員 (14名)

1番議員 宮 城 功 光 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 富 昌 君	9番議員 山 川 清 君
3番議員 松 島 重 克 君	10番議員 宮 城 秀 護 君
4番議員 山 川 正 行 君	11番議員 照 屋 保 君
5番議員 知 念 亀次郎 君	12番議員 金 城 隆 好 君
6番議員 宮 里 盛 順 君	13番議員 平 良 森 雄 君
7番議員 平 良 俊 政 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

### 3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 高江洲 修君 係 長 前田 孝君

6. 議事日程（第2号）

日程第1号 同意第4号 教育委員会委員の任命について

日程第2号 議案第14号 津波地区団体営草地開発事業分担金変更について

日程第3号 議案第15号 昭和61年度大宜味村一般会計補正予算

日程第4号 議案第16号 昭和61年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算

日程第5号 議案第17号 昭和61年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算

日程第6号 議案第18号 昭和61年度大宜味村老人保健特別会計補正予算

日程第7号 議案第19号 押川辺地に係る公共的総合整備計画について

日程第8号 議案第20号 江洲辺地に係る公共的総合整備計画について

日程第9号 議案第21号 大宜味村監査委員条例の一部を改正する条例

日程第10号 議案第22号 大宜味村漁港管理条例

日程第11号 議案第23号 大宜味村保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。  
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 同意第4号から日程第11 議案第23号までを一括議題といたします。  
議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後3時54分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後3時54分）



## 第4回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 昭和62年3月17日

### 1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和62年3月17日 午前10時00分)

延 会 (昭和62年3月17日 午後4時09分)

### 2. 出席議員 (13名)

1番議員 宮 城 功 光 君	9番議員 山 川 清 君
3番議員 松 島 重 克 君	10番議員 宮 城 秀 護 君
4番議員 山 川 正 行 君	11番議員 照 屋 保 君
5番議員 知 念 亀次郎 君	12番議員 金 城 隆 好 君
6番議員 宮 里 盛 順 君	13番議員 平 良 森 雄 君
7番議員 平 良 俊 政 君	14番議員 玉 城 一 昌 君
8番議員 平 良 蔵 健 君	

### 3. 欠席議員 (1名)

2番議員 金 城 富 昌 君



4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 高江洲 修君 係 長 前田 孝君

6. 議事日程（第4号）

日程第1号 同意第4号 教育委員会委員の任命について

日程第2号 議案第14号 津波地区団体営草地開発事業分担金変更について

日程第3号 議案第15号 昭和61年度大宜味村一般会計補正予算

日程第4号 議案第16号 昭和61年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算

日程第5号 議案第17号 昭和61年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算

日程第6号 議案第18号 昭和61年度大宜味村老人保健特別会計補正予算

日程第7号 議案第19号 押川辺地に係る公共的総合整備計画について

日程第8号 議案第20号 江洲辺地に係る公共的総合整備計画について

日程第9号 議案第21号 大宜味村監査委員条例の一部を改正する条例

日程第10号 議案第22号 大宜味村漁港管理条例

日程第11号 議案第23号 大宜味村保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は12名であります。  
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 同意第4号から日程第11 議案第23号までを一括議題といたします。  
議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後4時08分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

7番入場。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後4時09分）



## 第4回大宜味村議会定例会会議録

(第5号) 昭和62年3月18日

### 1. 開議、散会の日時

開 議 (昭和62年3月18日 午前10時00分)

散 会 (昭和62年3月18日 午後7時08分)

### 2. 出席議員 (14名)

1番議員 宮 城 功 光 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 富 昌 君	9番議員 山 川 清 君
3番議員 松 島 重 克 君	10番議員 宮 城 秀 護 君
4番議員 山 川 正 行 君	11番議員 照 屋 保 君
5番議員 知 念 亀次郎 君	12番議員 金 城 隆 好 君
6番議員 宮 里 盛 順 君	13番議員 平 良 森 雄 君
7番議員 平 良 俊 政 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

### 3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	新城繁正君	住民課長	稲福幸三君
助役	古我知清君	厚生課長	崎山勝正君
収入役	金城清君	経済建設課長	平良晋君
教育長	平良作義君	教育委員会 総務課長	金城利明君
総務課長	稲福吉昭君		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 高江洲 修君 係長 前田 孝君

6. 議事日程（第5号）

日程第1号	同意第4号	教育委員会委員の任命について
日程第2号	議案第14号	津波地区団体営草地開発事業分担金変更について
日程第3号	議案第15号	昭和61年度大宜味村一般会計補正予算
日程第4号	議案第16号	昭和61年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算
日程第5号	議案第17号	昭和61年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算
日程第6号	議案第18号	昭和61年度大宜味村老人保健特別会計補正予算
日程第7号	議案第19号	押川辺地に係る公共的総合整備計画について
日程第8号	議案第20号	江洲辺地に係る公共的総合整備計画について
日程第9号	議案第21号	大宜味村監査委員条例の一部を改正する条例
日程第10号	議案第22号	大宜味村漁港管理条例
日程第11号	議案第23号	大宜味村保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第12号	議案第23号	大宜味村保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例の撤回について
日程第13号	議案第32号	大宜味村保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第14号	議案第32号	大宜味村保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例の撤回について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。  
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 同意第4号から日程第11 議案第23号までを一括議題といたします。  
議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後1時33分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより同意第4号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第14号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第15号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第16号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第17号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第18号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第19号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第20号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第21号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第22号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第23号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 9番（山川 清君） 夜間就労のため昼間休養が必要な保護者がいるわけですが、その方々の児童は条例案の何号で対処されるのかお伺いします。

○ 村長（新城繁正君） 第5条7号の村長が認める前各号に類する状態にあることとある規定で対応していきたいと思います。

○ 9番（山川 清君） 7号で対処したいということですが、長が変われば解釈の違いが出て来るのではないかと思うわけですが、そういう点は明文化するのが今後の運用についても疑議をなくする方法だと思いますが、いかがでしょうか。

○ 村長（新城繁正君） 不安を持っているようですが、私の考えといたしましては、こういうことはあり得ないことだと思っています。

○ 6番（宮里盛順君） 7号で対処ということですが、措置の場合点数がありますが、その場合どれを適用して今までやってきたのか。

○ 村長（新城繁正君） 入所児の適正化を図るということで措置会議の中で国の基準や条例に基づいてやっております。



○ 13番（平良森雄君） 第2項第3号に精神病又は悪癖を有するものとうたわれているわけですが、この用語は現在福祉法でも使っていないんですね。これについてどうお考えですか。

○ 厚生課長（崎山勝正君） 確かに好ましくない用語であると思います。準則を示された時に児童福祉課から示されておりましてその時にこの用語で適当かと念を押しました。別に問題はないということでしたが、疑問を持ちつつ私は例規審議会に諮ったわけですが、疑問は持っています。

○ 13番（平良森雄君） そういう用語を条例に折り込むというのは不適當だと思います。削除をするかもっと適当な用語に考えるべきだと思いますがどうですか。

○ 村長（新城繁正君） この点については十分照会いたしまして適切なものに改めていかねばいかんと思います。

○ 13番（平良森雄君） 今日の日程ではこれから議決まで予定されているわけですし、ここでやるとか明言できないものか。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後1時53分）

再 開（午後2時58分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 村長（新城繁正君） 先程のご質問に対して検討した結果、23号議案に大きな不備がありますので撤回をさせていただきますして新たにご審議を願うことにいたしたいと思います。大変申し訳ないことをいたしました。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後2時59分）

再 開（午後3時00分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております同意第4号から議案第22号までについては、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、同意第4号から議案第22号までについては委員会の付達を省略することに決しました。

これより同意第4号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより同意第4号 教育委員会委員の任命について採決いたします。

これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、同意第4号 教育委員会委員の任命については、これに同意することに決しました。

これより議案第14号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第14号 津波地区団体営草地開発事業分担金変更について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第15号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第15号 昭和61年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第16号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第16号 昭和61年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第17号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第17号 昭和61年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第18号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第18号 昭和61年度大宜味村老人保健特別会計補正予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第19号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第19号 押川辺地に係る公共的総合整備計画について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第20号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第20号 江洲辺地に係る公共的総合整備計画について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第21号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第21号 大宜味村監査委員条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第22号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第22号 大宜味村漁港管理条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休 憩（午後 3 時 06 分）

再 開（午後 4 時 07 分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

3月12日村長から提出された議案第23号 大宜味村保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例について、本日づけをもって撤回したい旨の申し出があります。

この際撤回の件を日程に追加し議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、この際撤回の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第12 議案第23号 大宜味村保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例の撤回についてを議題といたします。

村長から撤回の理由の説明を求めます。

○ 村長（新城繁正君） 3月12日提出しました議案第23号について、議案の内容を検討してまいりました結果不備があるということで、会議規則第19条第2項の規定によりまして撤回を申し上げたいということです。

よろしく願いいたします。

○ 議長（玉城一昌君） おはかりいたします。

ただいま議題となっております撤回の件は、これを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号 大宜味村保育所設置及び管理条例の撤回の件については、これを承認することに決しました。

日程追加についておはかりいたします。

ただいま村長から議案第32号 大宜味村保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例が提出されました。

この際これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、この際これを日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第13 議案第32号を議題といたします。

村長の提案理由を求めます。

○ 村長（新城繁正君） 議案第32号、児童福祉法の一部改正に伴いまして、本村の条例も改正する必要があるとして提案いたしております。なお、詳細につきましては説明員から説明させますので、よろしくお願いたします。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後4時12分）

再 開（午後4時50分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第32号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 9番（山川 清君） 本村の現状からして地域の保護者から次のようなニーズがあります。児童が多くて十分な保育がやれないケース、それと環境に問題があると、又、近所に遊び友達がいないという点、それから保護者の側からすれば夜間就労のため昼間休養が必要であるという点、それから病院等のつきそいなどの問題です。

そういう場合改正案でどう対処していくのかお伺いします。

○ 村長（新城繁正君） 児童福祉というのが保育所の設置について本旨でございまして、こういう状況に対応するために7号で弾力的に運用できると考えています。

○ 9番（山川 清君） 私の解釈では、1号2号に昼間とありますので夜間就労のため昼間休養が必要な保護者にとっては適用できないのではないかと思います、こういうことは明文化すべきではないかと思いますが、どうですか。

○ 村長（新城繁正君） 児童福祉法の改正に伴って条例の改正ということですので、昼間と準則になっているのはそれなりの根拠があるだろうと思います。現在私共がかかえている保育所については、日中忙しい方々のための保育というのが本来であろうと思います。それで先程から質疑のありますことについてはこれまでもやって来ておりますし、7号でこれからもやっていこうということです。

○ 13番（平良森雄君） 7号にあります前各号に類するとあるものを規則等で明文化できないものですか。

○ 村長（新城繁正君） 第5条第1項の範中のものであると考えていただければいいと思います。

○ 13番（平良森雄君） 夜間就労者の子供達についても7号の範中のあると、それから規制の見直しとかは十分そのようなものも配慮してやるということでもいいですか。

○ 村長（新城繁正君） 国の措置基準に基づいての保育所ですので、その辺は十分国や県

の指導を受けながら、7号の類するということにつきましてはやっつけいこうということですので、あずからなければいけない状態を十分検討して、これの歯止めも考えながらやっつけいこうというのが私達の立場であります。

○ 議長（玉城一昌君） 会議時間の延長についておはかりいたします。

本日の日程全部議了するまで会議時間を延長いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の日程全部議了するまで会議時間を延長することに決しました。

休憩いたします。

休 憩（午後5時00分）

再 開（午後7時06分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

本日村長から提出された議案第32号 大宜味村保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例について、本日づけをもって撤回したいとの旨の申し出があります。

この際撤回の件を日程に追加し議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、この際撤回の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第14 議案第32号 大宜味村保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例の撤回について議題といたします。

村長から撤回の理由の説明を求めます。

○ 村長（新城繁正君） 現在提案しております議案第32号につきましては、現行条例との整合性を図る必要があるということで、会議規則第19条第2項の規定によりお願い申し上げている次第です。

○ 議長（玉城一昌君） おはかりいたします。

ただいま議題となっております撤回の件については、これを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号 大宜味村保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例の撤回については、これを承認することに決しました。

本日はこれにて散会いたします。  
ご苦労さんでした。

散 会（午後7時08分）





## 第4回大宜味村議会定例会会議録

(第6号) 昭和62年3月19日

### 1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和62年3月19日 午前10時00分)

延 会 (昭和62年3月19日 午後3時16分)

### 2. 出席議員 (14名)

1番議員 宮 城 功 光 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 富 昌 君	9番議員 山 川 清 君
3番議員 松 島 重 克 君	10番議員 宮 城 秀 護 君
4番議員 山 川 正 行 君	11番議員 照 屋 保 君
5番議員 知 念 亀次郎 君	12番議員 金 城 隆 好 君
6番議員 宮 里 盛 順 君	13番議員 平 良 森 雄 君
7番議員 平 良 俊 政 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

### 3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 高江洲 修 君 係 長 前 田 孝 君

6. 議事日程（第6号）

日程第1号 議案第24号 津波地区団体営草地開発事業分担金徴収について

日程第2号 議案第25号 大宜味村営半崎地区ほ場整備事業賦課金徴収について

日程第3号 議案第26号 大宜味村立大宜味中学校運動場夜間照明の使用料に関する  
条例

日程第4号 議案第27号 大宜味村村有林野払下げ設定地域の除外について

日程第5号 議案第28号 昭和62年度大宜味村一般会計予算

日程第6号 議案第29号 昭和62年度大宜味村国民健康保険特別会計予算

日程第7号 議案第30号 昭和62年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算

日程第8号 議案第31号 昭和62年度大宜味村老人保健特別会計予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。  
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第24号から日程第8 議案第31号までを一括議題といたします。  
議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後3時15分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後3時16分）



## 第4回大宜味村議会定例会会議録

(第7号) 昭和62年3月20日

### 1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和62年3月20日 午前10時00分)

延 会 (昭和62年3月20日 午後3時44分)

### 2. 出席議員 (11名)

3番議員 松島重克君	10番議員 宮城秀護君
4番議員 山川正行君	11番議員 照屋保君
5番議員 知念亀次郎君	12番議員 金城隆好君
7番議員 平良俊政君	13番議員 平良森雄君
8番議員 平良蔵健君	14番議員 玉城一昌君
9番議員 山川清君	

### 3. 欠席議員 (3名)

1番議員 宮城功光君	2番議員 金城富昌君
6番議員 宮里盛順君	

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 高江洲 修 君 係 長 前 田 孝 君

6. 議事日程（第7号）

日程第1号 議案第24号 津波地区団体営草地開発事業分担金徴収について

日程第2号 議案第25号 大宜味村営半崎地区ほ場整備事業賦課金徴収について

日程第3号 議案第26号 大宜味村立大宜味中学校運動場夜間照明の使用料に関する  
条例

日程第4号 議案第27号 大宜味村村有林野払下げ設定地域の除外について

日程第5号 議案第28号 昭和62年度大宜味村一般会計予算

日程第6号 議案第29号 昭和62年度大宜味村国民健康保険特別会計予算

日程第7号 議案第30号 昭和62年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算

日程第8号 議案第31号 昭和62年度大宜味村老人保健特別会計予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は10名であります。  
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第24号から日程第8 議案第31号までを一括議題といたします。  
議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後3時43分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

10番入場。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後3時44分）





## 第4回大宜味村議会定例会会議録

(第8号) 昭和62年3月23日

### 1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和62年3月23日 午前10時00分)

延 会 (昭和62年3月23日 午後4時57分)

### 2. 出席議員 (14名)

1番議員 宮 城 功 光 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 富 昌 君	9番議員 山 川 清 君
3番議員 松 島 重 克 君	10番議員 宮 城 秀 護 君
4番議員 山 川 正 行 君	11番議員 照 屋 保 君
5番議員 知 念 亀次郎 君	12番議員 金 城 隆 好 君
6番議員 宮 里 盛 順 君	13番議員 平 良 森 雄 君
7番議員 平 良 俊 政 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

### 3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 高江洲 修 君 係 長 前 田 孝 君

6. 議事日程（第8号）

日程第1号 議案第24号 津波地区団体営草地開発事業分担金徴収について

日程第2号 議案第25号 大宜味村営半崎地区ほ場整備事業賦課金徴収について

日程第3号 議案第26号 大宜味村立大宜味中学校運動場夜間照明の使用料に関する  
条例

日程第4号 議案第27号 大宜味村村有林野払下げ設定地域の除外について

日程第5号 議案第28号 昭和62年度大宜味村一般会計予算

日程第6号 議案第29号 昭和62年度大宜味村国民健康保険特別会計予算

日程第7号 議案第30号 昭和62年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算

日程第8号 議案第31号 昭和62年度大宜味村老人保健特別会計予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は11名であります。  
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第24号から日程第8 議案第31号までを一括議題といたします。  
議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後4時56分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

6番、7番、10番入場。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後4時57分）



## 第4回大宜味村議会定例会会議録

(第9号) 昭和62年3月24日

### 1. 開議、散会の日時

開 議 (昭和62年3月24日 午前10時00分)

散 会 (昭和62年3月24日 午後2時33分)

### 2. 出席議員 (13名)

1番議員 宮 城 功 光 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 富 昌 君	9番議員 山 川 清 君
3番議員 松 島 重 克 君	10番議員 宮 城 秀 護 君
4番議員 山 川 正 行 君	11番議員 照 屋 保 君
5番議員 知 念 亀次郎 君	12番議員 金 城 隆 好 君
6番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君
7番議員 平 良 俊 政 君	

### 3. 欠席議員 (1名)

13番議員 平 良 森 雄 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 高江洲 修 君 係 長 前 田 孝 君

6. 議事日程（第9号）

日程第1号 現地調査

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は12名であります。  
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

おはかりいたします。

本日は議案に関する調査のため現地調査をいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、現地調査をすることに決しました。

これより出発いたします。

現地調査のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後2時32分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

6番入場。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さんでした。

散 会（午後2時33分）





## 第4回大宜味村議会定例会会議録

(第10号) 昭和62年3月25日

### 1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和62年3月25日 午前10時00分)

延 会 (昭和62年3月25日 午後4時37分)

### 2. 出席議員 (13名)

2番議員	金城 富昌 君	9番議員	山川 清 君
3番議員	松島 重克 君	10番議員	宮城 秀護 君
4番議員	山川 正行 君	11番議員	照屋 保 君
5番議員	知念 亀次郎 君	12番議員	金城 隆好 君
6番議員	宮里 盛順 君	13番議員	平良 森雄 君
7番議員	平良 俊政 君	14番議員	玉城 一昌 君
8番議員	平良 蔵健 君		

### 3. 欠席議員 (1名)

1番議員 宮城 功光 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 新 城 繁 正 君 総 務 課 長 稲 福 吉 昭 君  
助 役 古我知 清 君 厚 生 課 長 崎 山 勝 正 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 高江洲 修 君 係 長 前 田 孝 君

6. 議事日程（第10号）

日程第1号 議案第24号 津波地区団体営草地開発事業分担金徴収について  
日程第2号 議案第25号 大宜味村営半崎地区ほ場整備事業賦課金徴収について  
日程第3号 議案第26号 大宜味村立大宜味中学校運動場夜間照明の使用料に関する  
条例  
日程第4号 議案第27号 大宜味村村有林野払下げ設定地域の除外について  
日程第5号 議案第28号 昭和62年度大宜味村一般会計予算  
日程第6号 議案第29号 昭和62年度大宜味村国民健康保険特別会計予算  
日程第7号 議案第30号 昭和62年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算  
日程第8号 議案第31号 昭和62年度大宜味村老人保健特別会計予算  
日程第9号 議案第33号 昭和61年度大宜味村一般会計補正予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は13名であります。  
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第24号から日程第9 議案第33号までを一括議題といたします。  
おはかりいたします。

この際日程の順序を変更し日程第9 議案第33号を先議いたしたいと思ひます。  
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、この際日程の順序を変更し、日程第9 議案第33号を先議することに決しました。  
村長から議案第33号の提案理由の説明を求めます。

- 村長（新城繁正君） 議案第33号、3月18日に補正予算を議決いただいたわけですが、その後において償還等の予備措置をしなければならんということがありまして補正をお願いした次第です。大変申し訳ないと思ひますが、どうしても3月中で措置しなければいかんということで提案しているわけです。

予算総額に変わりはなく、総務費に173千円、民生費に42千円、農林水産業費に4千円の追加をいたしまして、財源はいずれも予備費から充当しています。内容につきましては説明員から説明いたさせます。

- 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前10時06分）

再 開（午前10時25分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第33号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております議案第33号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第33号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第33号 昭和61年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休 憩 (午前10時27分)

再 開 (午後4時36分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会 (午後4時37分)

## 第4回大宜味村議会定例会会議録

(第11号) 昭和62年3月26日

### 1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和62年3月26日 午前10時00分)

延 会 (昭和62年3月26日 午後4時40分)

### 2. 出席議員 (12名)

3番議員 松島重克君	9番議員 山川清君
4番議員 山川正行君	10番議員 宮城秀護君
5番議員 知念亀次郎君	11番議員 照屋保君
6番議員 宮里盛順君	12番議員 金城隆好君
7番議員 平良俊政君	13番議員 平良森雄君
8番議員 平良蔵健君	14番議員 玉城一昌君

### 3. 欠席議員 (2名)

1番議員 宮城功光君	2番議員 金城富昌君
------------	------------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 高江洲 修 君 係 長 前 田 孝 君

6. 議事日程（第11号）

日程第1号 議案第24号 津波地区団体営草地開発事業分担金徴収について

日程第2号 議案第25号 大宜味村営半崎地区ほ場整備事業賦課金徴収について

日程第3号 議案第26号 大宜味村立大宜味中学校運動場夜間照明の使用料に関する  
条例

日程第4号 議案第27号 大宜味村村有林野払下げ設定地域の除外について

日程第5号 議案第28号 昭和62年度大宜味村一般会計予算

日程第6号 議案第29号 昭和62年度大宜味村国民健康保険特別会計予算

日程第7号 議案第30号 昭和62年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算

日程第8号 議案第31号 昭和62年度大宜味村老人保健特別会計予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は12名であります。  
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第24号から日程第8 議案第31号までを一括議題といたします。  
議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後4時39分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後4時40分）





## 第4回大宜味村議会定例会会議録

(第12号) 昭和62年3月27日

### 1. 開議、散会の日時

開 議 (昭和62年3月27日 午前10時00分)

散 会 (昭和62年3月27日 午後6時13分)

### 2. 出席議員 (12名)

1番議員 宮 城 功 光 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 富 昌 君	9番議員 山 川 清 君
3番議員 松 島 重 克 君	10番議員 宮 城 秀 護 君
4番議員 山 川 正 行 君	11番議員 照 屋 保 君
5番議員 知 念 亀次郎 君	12番議員 金 城 隆 好 君
6番議員 宮 里 盛 順 君	13番議員 平 良 森 雄 君

### 3. 欠席議員 (2名)

7番議員 平 良 俊 政 君	14番議員 玉 城 一 昌 君
----------------	-----------------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	新城繁正君	厚生課長	崎山勝正君
助役	古我知清君	経済建設課長	平良晋君
収入役	金城清君	教育委員会 総務課長	金城利明君
教育長	平良作義君	農業委員会 事務局長	照屋林克君
総務課長	稲福吉昭君		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 高江洲 修君 係長 前田 孝君

6. 議事日程（第12号）

日程第1号 議案第24号 津波地区団体営草地開発事業分担金徴収について  
日程第2号 議案第25号 大宜味村営半崎地区ほ場整備事業賦課金徴収について  
日程第3号 議案第26号 大宜味村立大宜味中学校運動場夜間照明の使用料に関する  
条例  
日程第4号 議案第27号 大宜味村村有林野払下げ設定地域の除外について  
日程第5号 議案第28号 昭和62年度大宜味村一般会計予算  
日程第6号 議案第29号 昭和62年度大宜味村国民健康保険特別会計予算  
日程第7号 議案第30号 昭和62年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算  
日程第8号 議案第31号 昭和62年度大宜味村老人保健特別会計予算  
日程第9号 議案第28号 昭和62年度大宜味村一般会計予算の訂正について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 副議長（平良森雄君） 議長が一身上の都合のため欠席されていますので地方自治法第106条第1項の規定により副議長がその職務を行ないます。

只今の出席議員は12名であります。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第24号から議案第31号までを一括議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後4時28分）

○ 副議長（平良森雄君） 再開いたします。

10番入場。

3月12日村長から提出された議案第28号 昭和62年度大宜味村一般会計予算について本日づけをもって訂正したい旨の申し出があります。

この際訂正の件を日程に追加し議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、この際訂正の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

10番退場。（午後4時29分）

村長から訂正の理由の説明を求めます。

○ 村長（新城繁正君） 議案第28号の訂正の件は議会の大事な審議の日程で私共の計上ミスということを確認いたしましてこの際計数を訂正してご審議をお願いしたいと申し入れたわけです。大変時間を要しましたことにつきまして心からお詫び申し上げたいと思っています。

歳入歳出予算の総額1,872,100千円と計上していましたのを1,869,599千円に訂正いたしたいと思います。なお、相当の枚数に及びますので、説明員から説明させたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○ 副議長（平良森雄君） おはかりいたします。

ただいま議題となっております訂正の件については、これを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号 昭和62年度大宜味村一般会計予算訂正の件については、これを承認することに決しました。

休憩いたします。

休 憩 (午後4時33分)

再 開 (午後4時59分)

○ 副議長(平良森雄君) 再開いたします。

会議時間の延長についておはかりいたします。

日程の都合で会議時間を延長いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、会議時間を延長いたします

休憩いたします。

休 憩 (午後5時00分)

再 開 (午後5時30分)

○ 副議長(平良森雄君) 再開いたします。

これより議案第24号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結いたします。

議案第25号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結いたします。

議案第26号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結いたします。

議案第27号質疑に入ります。

質疑ありませんか。

○ 6番(宮里盛順君) 16林班はゴルフ場予定地として除外しようということですが、これについて地元の根路銘として不満があるようですが、そこらへんのコンサンスの調整はなされていますか。

○ 助役（古我知 清君） この件については25日に根路銘と上原の皆さんに説明を申し上げております。

○ 副議長（平良森雄君） 他に質疑ございませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

次に議案第28号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 1番（宮城功光君） 村有地売払収入が計上されていますが、単価は平均で206円で計上されているようですが、売払いする時に59年の等級でやっていくのか。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 62年度予算に計上している価格につきましては払下げ調整委員会を招集しまして現場を踏査して等級価格の決定をしていきたいと思っております。

○ 1番（宮城功光君） 農業振興のため1日も早く払い下げをしていただきたいという要請もよく耳にしますが、その方法としては地域毎も考えられますし、村全体も考えられるわけですが、どういう方針で考えていますか。

○ 村長（新城繁正君） 基本的には条例に基づきまして農家の生産性の向上と農地の拡大が目的でございますので、全村的な立場でものを考えるというのが基本でございますけれども、農業の効率的な運用や慣例などがございまして十分調整して皆さんが納得のいく方法でやっていきたいと思っております。

○ 1番（宮城功光君） 去った一般質問の中で村長は村有地の諸々の問題を解決した後に払い下げをしていくと答弁がございましたけれども、払い下げの時期の見通しなどはありますか。

○ 村長（新城繁正君） 議会の方には大変ご迷惑をかけているわけですが1件は別の形で処理していくと、他のことにつきましては当該人との調整の中で話し合いが進められておりますし、殆んど合意に近いということもあります。12月頃までには処理案を作成しまして年度内には処理の方針を貫きたいと考えております。

○ 5番（知念亀次郎君） 国体実行委員会の補助金についてお伺いします。

114,530千円計上されていますが、これだけで成功させることができるのか。

○ 村長（新城繁正君） 国体につきましては相当の予算が投入されているわけです。実行委員会としては満足はしておりませんが、村の財政事情を考慮しながら、予算では補てんで足りない分は村民の力をお借りしながら成功に導いていきたいと思っております。

○ 5番（知念亀次郎君） 厳しい財政事情のようですが、今後県に対して県支出金を増させる方向で折衝していくお考えはないですか。

○ 村長（新城繁正君） この件につきまして県の国体事務局にも話し合いをしているわけ

ですが、今年度の予算は県議会に上がっておるわけでした、これから先ほどの程度の補正が盛られるのか分かりませんが、村の負担軽減のために要請は続けたいと思いますが、県の財政も厳しいようでございます。しかし、村の財政事情については説明を申し上げたいと思っています。

○ 副議長（平良森雄君） 他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第29号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第30号質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ございませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第31号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ございませんか。

これをもちまして質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております議案第24号から議案第31号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号から議案第31号については委員会の付託を省略することに決しました。

休憩いたします。

休 憩（午後5時59分）

再 開（午後6時02分）

○ 副議長（平良森雄君） 再開いたします。

これより議案第24号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第24号 津波地区団体営草地開発事業分担金徴収について採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第25号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第25号 大宜味村営半崎地区ほ場整備事業賦課金徴収について採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第26号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第26号 大宜味村立大宜味中学校運動場夜間照明の使用料に関する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第27号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第27号 大宜味村村有林野払下げ設定地域の除外について採決いたします。



本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第28号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第28号 昭和62年度大宜味村一般会計予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第29号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第29号 昭和62年度大宜味村国民健康保険特別会計予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第30号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第30号 昭和62年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第31号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第31号 昭和62年度大宜味村老人保健特別会計予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休 憩 (午後6時11分)

再 開 (午後6時12分)

○ 副議長 (平良森雄君) 再開いたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さんでした。

散 会 (午後6時13分)



## 第4回大宜味村議会定例会会議録

(第13号) 昭和62年3月28日

### 1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和62年3月28日 午前10時00分)

延 会 (昭和62年3月28日 午前11時40分)

### 2. 出席議員 (11名)

1 番議員 宮 城 功 光 君

10番議員 宮 城 秀 護 君

3 番議員 松 島 重 克 君

11番議員 照 屋 保 君

4 番議員 山 川 正 行 君

12番議員 金 城 隆 好 君

5 番議員 知 念 亀次郎 君

13番議員 平 良 森 雄 君

6 番議員 宮 里 盛 順 君

14番議員 玉 城 一 昌 君

8 番議員 平 良 蔵 健 君

### 3. 欠席議員 (3名)

2 番議員 金 城 富 昌 君

7 番議員 平 良 俊 政 君

9 番議員 山 川 清 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 高江洲 修 君 係 長 前 田 孝 君

6. 議事日程（第13号）

日程第1号 昭和61年陳情第12号森林河川緊急整備税の創設に関する陳情

日程第2号 陳情第1号 売上税導入及びマル優廃止などをはじめとした税制改悪に  
反対する意見書の提出要請について

日程第3号 陳情第2号 保育所入所措置基準及び費用徴収に関する陳情

日程第4号 陳情第3号 保育所入所措置基準の条例化に伴う陳情

日程第5号 陳情第4号 児童福祉法第24条改正に伴う条例制定に関する陳情

日程第6号 陳情第5号 大型間接税（売上税）導入、マル優制度廃止反対を求める  
陳情書

日程第7号 陳情第6号 国民生活破壊の売上税導入、マル優廃止反対を求める陳情  
書

日程第8号 陳情第7号 「売上税」導入、マル優廃止反対についての要請

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は10名であります。  
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 昭和61年陳情第12号から日程第8 陳情第7号までを一括議題といたします。  
議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前11時39分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

12番入場。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午前11時40分）



## 第4回大宜味村議会定例会会議録

(第14号) 昭和62年3月30日

### 1. 開議、自然閉会の日時

開 議 (昭和62年3月30日 午前10時00分)

自然閉会 (昭和62年3月30日 午後5時00分)

### 2. 出席議員 (11名)

1番議員 宮 城 功 光 君	9番議員 山 川 清 君
2番議員 金 城 富 昌 君	10番議員 宮 城 秀 護 君
3番議員 松 島 重 克 君	11番議員 照 屋 保 君
5番議員 知 念 亀次郎 君	13番議員 平 良 森 雄 君
6番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君
8番議員 平 良 蔵 健 君	

### 3. 欠席議員 (3名)

4番議員 山 川 正 行 君	7番議員 平 良 俊 政 君
12番議員 金 城 隆 好 君	



4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 高江洲 修 君 係 長 前 田 孝 君

6. 議事日程（第14号）

日程第1号 昭和61年陳情第12号森林河川緊急整備税の創設に関する陳情

日程第2号 陳情第1号 売上税導入及びマル優廃止などをはじめとした税制改悪に  
反対する意見書の提出要請について

日程第3号 陳情第2号 保育所入所措置基準及び費用徴収に関する陳情

日程第4号 陳情第3号 保育所入所措置基準の条例化に伴う陳情

日程第5号 陳情第4号 児童福祉法第24条改正に伴う条例制定に関する陳情

日程第6号 陳情第5号 大型間接税（売上税）導入、マル優制度廃止反対を求める  
陳情書

日程第7号 陳情第6号 国民生活破壊の売上税導入、マル優廃止反対を求める陳情  
書

日程第8号 陳情第7号 「売上税」導入、マル優廃止反対についての要請

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は11名であります。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

日程第1 昭和61年陳情第12号から日程第8 陳情第7号までを一括議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

会議時間の午後5時に至り、自然閉会となる。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

大宜味村議会議長 玉 城 一 昌

大宜味村議会副議長 平 良 森 雄

署名議員（11番） 照 屋 保

署名議員（12番） 金 城 隆 好